

第九十三回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 七 号

昭和五十五年十一月七日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 謙君

理事 有島 重武君

理事 白井日出男君

理事 小澤 潔君

理事 久保田円次君

理事 近藤 鉄雄君

理事 野上 徹君

理事 木島喜兵衛君

理事 湯山 勇君

理事 三浦 隆君

理事 山原健二郎君

出席国務大臣

文 部 大 臣 田 中 龍 夫 君

出席政府委員

文 部 大 臣 官 房 長 鈴木 勲 君

文 部 省 大 学 局 長 宮 地 貫 一 君

文 部 省 学 術 国 際 局 長 松 浦 泰 次 郎 君

文 部 省 社 会 教 育 局 長 高 石 邦 男 君

郵 政 省 電 波 監 理 局 長 田 中 眞 三 郎 君

郵 政 省 電 波 監 理 局 放 送 部 長 富 田 徹 郎 君

勞 働 大 臣 官 房 國 際 勞 働 課 長 平 賀 俊 行 君

委員外の出席者

郵 政 省 電 波 監 理 局 放 送 部 長 富 田 徹 郎 君

勞 働 大 臣 官 房 國 際 勞 働 課 長 平 賀 俊 行 君

本日開議に付した案件

放送大学学園法案(内閣提出第四号)

第一類第六号

文教委員会議録第七号

昭和五十五年十一月七日

○三ツ林委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、放送大学学園法案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西(續)委員。

○中西(續)委員 さきの委員会におきまして、いろいろ討論いたしましたけれども、私が質問を申し上げた第一の重要な問題点として指摘をいたしました放送法第四十四条三項の問題と学園研究の自由、大学の自治問題とのかわり等につきましては、一応湯山委員の重ねての質問の中である程度明らかになってまいりましたので、きょうは前回残っておりまして部分につきまして質問を申し上げたいと存じます。
まず第一は、二十三条四項にございます評議会と学校教育法五十九条にございます教授会とのかわりについてでありますけれども、その前に確認をしておきたいと思いますが、法にもございませぬけれども、放送大学学園の設置する大学、いわゆる放送大学は学校教育法にいう大学であるかどうかを、まず第一に確認をしておきたいと思っております。どうでしょう。

○宮地政府委員 御指摘のとおりでございます。○中西(續)委員 それでは、いま答弁ございまして、学校教育部法がこの大学には適用されるわけでありまして、いま申し上げました教授会とこの評議会とのかわりについて確認をしておきたいと思っておりますが、まず評議会は二十三条の四に書かれておりますように、学長の諮問機関であるということの確認でございますか。

○宮地政府委員 御指摘のように評議会は二十三条の規定にございまして、その第四項にございませぬけれども、「評議会は、学長の諮問に應じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属せられた事項を行う。」というものが評議会のやるべき事柄でございまして、「この法律の規定によりその権限に属せられた事項を行う。」ということ以外に關して申せば諮問機関ということになるかと思っております。

○中西(續)委員 いま答弁ございましたように、この評議会のあり方については、二十三条の「学長の諮問に應じ」ということがまず第一、そして「運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属せられた事項を行う。」こうなっております。ですから、あくまでも学長の諮問に應じて運営に関する重要事項について審議をするということになるわけでありませぬ。

私は、いま法律論争ではありませんから、この点についてはこの文章が一応ここにあるということに認めますが、そこで問題は、もう一つは、二十二条に「人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。」という文言がございませぬ。こうなっておりますと、先ほどから申し上げておりますように、教授会とのかかわりがきわめて重要になってくるわけでありませぬ。
したがって、まず最初に確認を願いましたこの放送大学は学校教育法にいう大学であり、同法が適用されるということでありませぬから、教授会とこの評議会との関係、五十九条、これで認められるということに相なるわけでありませぬ、そのように理解をしておりますか。

○宮地政府委員 教授会が置かれますということについては、学校教育法五十九条に基づいてこの放送大学についても教授会は置かれるわけにございませぬ。先生御指摘のように、人事の基準に關しましては、二十二条の規定で定めておられますように「学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他の人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。」という規定にいたしておるわけにございませぬ。

○中西(續)委員 ちよつと待ってください。いまのところもう一遍言ってください、さわつて聞こえませぬから。
○宮地政府委員 「評議会の議に基づいて、学長が定める。」という規定になっておるわけにございませぬ。「評議会の議に基づいて」ということは、大変拘束力の強い規定で、これは従来の教育公務員特例法の解釈としてもそういうことが言われているわけにございませぬ。私どもとしては、実質的には「評議会の議に基づく」というこの規定によりまして運用が行われる、かように考えております。

○中西(續)委員 それでは、この放送大学学園の放送大学における教授会は、少なくとも学校教育法五十九条で認められておるわけでありませぬから明定されていませぬ。そうなっておりますと、この放送大学におきましては、まさに教授会の権限、権能というものが、この評議会において、いまあなたが読まれた二十二条、人事に関する事項等におきましては、大変重なりまして、狭められるという結果になる、こういうふうな理解されると思うのでございませぬ、この点はどうですか。

○宮地政府委員 教授会は、先生御指摘のように、学校教育法五十九条の規定によりまして重要事項を審議するわけにございまして、重要事項の具体的な事柄としては、法令上は示していないわけにございませぬけれども、通常言われております点で申し上げますと、学科課程に關しますこととか、あるいは学生の入退学、試験、卒業に關する

こと、学位称号に関すること、教員の任免その他の人事に関すること、学部内の諸規則に関すること、その他というようなことが想定されるわけでございます。

ただ、国立大学及び公立大学におきましても、教員の選考等人事に関する教授会の規定が、教育公務員特例法によりまして具体的に規定をされているわけでございます。

○中西(續)委員 いま言われるように、学校教育法五十九条に言う教授会というのは、いま例を出しましたように、その中には人事案件についても入っておるわけですね。

そうなるまいと、いま私が申し上げるように、今度のこの放送大学学園法によりまして、この大学における人事案件については「評議会の議に基づき」ということで規定づけられておるわけですね、そうしますと、教授会のかかわりはどうなるのかということをおっしゃるわけですね。これが一つです。

それと、もう一つ指摘をしたいと思ふのは、少なくとも大学における教授会の存在というのは、あくまでもこのような民主的な人事あるいは重要事項としてある財政の自治、こういうものを含んでこの教授会というものが設置をされておる、また、その意味があるわけでありまして、そういうことになってまいりますと、いま言う評議会のこの二十二条の規定とこの五十九条における教授会の規定づけ、まさにダブってしまふわけですから、私は、そのダブらせた意味は何なのかということをお聞いているわけですね。ですから、この点明確に答えてください。

○宮地政府委員 教授会と評議会の関係についてのお話でございますが、従来から御説明いたしておる点でございますけれども、放送大学におきましては、その教員組織の複雑性等ということをお踏まえまして、放送大学の運営に關する重要事項を審議し、また、学長及び教員の人事に關する事項を所掌する機関といたしまして評議會を置いたわけでございます。これはこの法律によりまして

評議會という規定を設けたわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、学校教育法五十九条の規定に基づく教授会が置かれ、大学の運営に關する重要事項について審議されることも、これまで当然でございます。その具体的な運営につきましても、この放送大学自体の自主的な判断で運用がされていくことになるわけでございます。その両機関の適切な運用という点は、今後の大学の運営を円滑にいくためにはまさに必要なことであらうかと思ふます。

具体的に、学長が評議會に諮問すべき事項、またはこの法律によりまして評議會の権限に属せられた事項につきましても、教授会において審議を行うということもあり得るわけでございます。仮に教授会と評議會が同一の事項を審議する場合にありましても、その両者の構成の差異と申しますか、そういう点からおのずから審議の観点にも差が出てくるということでございます。学長においては、それぞれの結論を十分検討しながら適切な判断をされるということにならうかと思ふます。

なお、御提案申しておりますこの法律によりまして、評議會の権限に属せられた事項につきましても、評議會の判断が優先するということに、法律的にはそういう仕組みになっているわけでございます。

○中西(續)委員 前に言っていることと後に言うことが非常に不明確になってくるわけですね。前の部分で終わっているのなら結構いい。また前を言わずに後だけ言うなら結構いい。また前を言わずに後だけ言うなら結構いい。また前を言わずに後だけ言うなら結構いい。

○宮地政府委員 前に言っていることと後に言うことが非常に不明確になってくるわけですね。前の部分で終わっているのなら結構いい。また前を言わずに後だけ言うなら結構いい。また前を言わずに後だけ言うなら結構いい。また前を言わずに後だけ言うなら結構いい。

に人事案件については完全に重っておるわけですから、その場合に、われわれがこれを読んだときにどのように判断をするかということになるわけですね。

ところが、この放送大学は学教法に基づいた大学であるという、まず第一に大学としての性格づけというのがあるわけですね。それに対応して、ここに新しく放送大学学園法案という法律案をつくって、その法律の中に、このようにしてまた二十二条、二十三条というものを入れているから、その点が非常にあいまいになり、不明確になってきておるから、私はさっきから指摘をしておるわけですね。ですから、この点を明らかにしてください、こう言っているわけですね。

○宮地政府委員 先生御指摘のとおり、教授会というものが五十九条によって設けられていることは当然でございます。そこで、現在の国立大学に於いて教授会が人事に關して行っている権限でございます。それと、それは法律的に申しますと、教育公務員特例法の規定によって教授会に付与された権限ということになっておるわけでございます。ところが、この放送大学そのものは、国立大学ではなくて特殊法人が設置する大学ということになるわけでございますので、教育公務員特例法そのものは適用されることにはならないわけでございます。そこで、人事に關する基準等につきましても、従来の国立大学における人事に關する規定を一応基本的に踏まえながら、私どもとしては、大学自身が自主的に判断する教員の人事というもののついて大学みずからの判断に待つというよりどころをいまして評議會という規定を置いているわけでございます。

国立大学につきましても、教育公務員特例法上は評議會という規定が設けられておりまして、先ほど御説明したような人事に關する権限を評議會でやるという規定はございまして、もちろん、国立大学におきまして評議會と放送大学の評議會とは、構成その他におきまして異なるという点では、全く同一のものではないということになって

おりますけれども、人事に關する事項を大学みずからが自主的に決めるという形を保障しているという点では、この放送大学も人事に關する事項を大学みずからの決定と申しますか、そういうことにゆだねているという形をとっている点では、大学の自治を確保するという点では、法律上の規定としては、そういう形を置くことによりまして確保する、それは従来の国立大学の場合に行われております事柄に準じまして規定を設けたというものが、今回評議會を置きまして、人事に關する事項を所掌せしめておる立法理由でございます。

○中西(續)委員 実際に国立大学における評議會というのは、教授会の議を経て決まったもの、これが今度教授会に信任された人たちが評議會を持つわけでありまして、そこでもって決められたものが用いられて、そこで諮問され、決定されるという形式になっているわけですね。だから、いかにあなたが言おうとも、この点は明らかになっておるわけなんです。

それで、なぜ私がこういう点について言うかと申しますと、このような形態になってまいりますと、私が一番恐れておるのは、いまあなたが言われたように、評議會が持たれた、設置をされた理由として、この大学の複雑性ということをおっしゃるんですが、これを置いて、そこでもってまとめた論議をするということになっておるようでありまして、そうなりますと、この教授会の存在というものが、先ほどから申し上げるように、人事に關する事項、したがって、民主的な人事をというところ、それともう一つは、重要事項の中で特に問題になるのは財政の問題ですが、こういう諸問題がすべてこの評議會にゆだねられてしまふという結果になりやすい内容を持つておるだけに、学問、研究の自由も大学の自治もここからは抹殺されるという状況が出てくるわけですね。そうすると、あなたたちが意図しておる教育内容だけになる。教授会の問題としては、指摘をいたしましたように、一番最初にあなたが読み上げたように教育内容にしばられてくる。とすると、前

委員会が問題になりましたように、放送法による制約とかかわりをどうするかという問題等について、まさに私たちが一番危惧するところに着目するわけです。帰着することになるのです。

なぜ私がこのことを言うかといいますと、一番いい例が筑波大学じゃないですか。筑波大学におきまして、学長、副学長及び学群、学類などのトップクラスの人々五十七名が集まってきておる評議会があります。ところが、この組織があるために、教授会にかわるものとしては教員会議になつてしまつています。そのようにして国立大学

でありながらもそういう形態をたどるようになり、ここでは組織の運営にすることだけを審議することになっておりますけれども、いろいろ中身をずつと調べていきますと多くの問題がある。

この前私が、たとえば運営審議会になぜ教員側から入れないかと言つたら、これは学園のことを論議するところだからという答弁がはね返つてまいりました。学園のことを論議する際に教員側の発言権がなければ、特殊法人という位置づけになつておる学園ですよ、その中に教員側の発言権がないということになれば、これは一方的なものになつていくのははつきりしてきますよ。そこが大事だからこそ、この前私が、たとえば学識経験者、多くの人を入れるでしょうけれども、大体二十人以上と言つていますから、しかしその中には、少なくとも教員部門からある程度配置すべきだということを言つたのもそこにあるわけです。

そうしなければ、こども全部抹殺されちゃつて、一方的に経営という中でだけしか論議されぬ、ということになつてまいりますと、今度は教員部門が、いま言う評議会と教授会という二本立てでいくという結果になりまして、それがどうなるかという、さつき言つたまさに筑波における教授会と同じようなものになつてしまつて、筑波には教授会がないわけですから、教員会議になつてしまつて、これを一番恐れているわけです。なぜ私がそのことを言うかといいますと、こういうようになつてしまつていくからですよ。いいです

か、これはもう私、大変なことだと思つております。

ある副学長は、教員会議の要求に対して「教員会議は執行部が提出した案件を諮問するところであつて、かつての学部教授会や教職員組合のようにはない。その分限を逸脱した行為は、学内の調和を乱し、学内に対立や抗争を持ち込むものであつて、そういう職員会議のあり方はこの大学の建学の理念に反するものだ」、こういう発言までなされております。

こう言つて、恐らくあなたは、法律で教授会と云うのではなくて教員会議だと言つてゐるからそれなつてゐるのだというやうな言い方をされるかもしれないけれども、いまここに出ておる、具体的に二重構造になつておる評議会と教授会というものを考えてみた場合、すべてが二重になつてゐる場合に、複雑で集まりにくいとか何とかいふことを理由にすれば評議会が一方的に動き出す可能性だってあるわけですよ。こういうことを考えあわせていきますと、なお多くの問題をこの中には残してあります。

ちよつと長くならぬけれども、そこで、この教員会議がいかに無力であるかというの、いま言つた副学長の発言によつてまず第一に明らかにできます。

二つ目ですが、一番無力だということを教員の諸君が知つたのは、例の県議員選挙における買収事件のときだつたということを言つております。なぜなら、このときに大学当局は独自の調査機関を設けて事件の究明に乗り出したが、その調査内容は一向に明らかにされておられません。いまでも明らかにされておられない。そこで幾つかの教員会議で物を言つて、それを公開せよという要求が何回かにわたつて行かれております。ところが、この破廉恥事件について大学当局の責任の所在を明らかにするように求めたけれども、いずれにしても、なぜ調査内容を明らかにしなかったかが

問題ですが、このしなかつたのは、これは私の推測ですが、教職員の中に恐らく学生を買収に駆り立てた者や学生の間に手数料をもらつてあつせん屋を働いた者がいて、これは事実です、それを公開すると嚴重な処分が臨まなくちゃならぬやうになつてまいります。そうすると、職員会議なりそういう機構が確立をされてない、民主的な手だてがされてないところでは大変だという意見が出てくるために、これを全部圧殺してしまつておられます、抑えております。こゝなつてまいりますと、どこに民主主義があるかということですよ。

時間がありませんからもう一つ言つておきますけれども、確かに、これは筑波における公然たる秘密としてさきやかれてゐることでありまして、私はあえて言ひますけれども、いま筑波におけるそういう実態なり中身というものを経験された人々を、この次の放送大学学園の理事長にまで推薦しようじゃないか、現に、名前を挙げて大変失礼ですけれども、宮島前学長を新設される放送大学の学長にという工作があるということは公然とさきやかれてゐる。

こういうことを考えてまいりますと、まさにこれは、いま言つたやうな幾つもの事案、内容をすつと――まだたくさんありますよ、あるけれども私は省きます。こういうやうな状況を調べてまいりますと、評議会、そして教員会議、あるいは教授会と名づけられるものが二重になつておる、その構造の意味はどこにあるかということを考えあわせていきますと、私は大変危惧をするものであります。これでは民主主義がなくなる。ということ

は、この前私が指摘をしましたように、筑波大学は開かれた大学として、財界なりあるいは経済界なりあるいは文部省なり、こういうところに開かれはしますけれども、肝心なめの国民に開かれる大学になり得るのか、こういう非民主的なことがあつて。

ですから、開かれるというその開かれ方が全然認識が違ふんですよ、文部省の皆さんと私たちの場合には、国民の言う開かれた大学というものがそ

れですよ。特定の者が物が言える、たとえば参事会が、この運営委員会と全く同じように物が言えるようになってゐます。参事会のメンバーを見てごらんない。

こういうことと考えると合せていきますと、私は、先ほどから指摘をしておるやうに、この評議会と教授会とかかわりがどうしても納得できません。そういうものがなければまだしも私は納得します。あるいは納得するかも知れません。しかし前例があるだけに、私は、どうしてもそこには納得できない。

ですから、そういうことになつてくると、学校教育法にいう大学でなくなるといふおそれがあることは出てまいります。ということになると、先ほどから、私が一番最初から指摘をしてゐる、放送法が優先をして上がつていくという結果になります。この前、湯山委員に対していろいろ答弁されましたが、きょう私、もうそれは追及いたしませんけれども、そういう点を大変私は懸念をしておるわけです。

ですから、あなたたちは、たとえば県議選の問題等につきましても調査をしたはずですから、その点とあわせて考えて、どうなつていったかということをお明らかにしてください。それとあわせてこの問題についてのかかわりをもう一度はつきりしてください。

○宮地政府委員 先生御指摘の教授会と評議会の関係につきまして、法律上の規定といたしましては、先ほど来私、御説明申し上げてゐるやうな仕組みで、この放送大学学園については、評議会という規定を起して人事に関する基準を大学みずからが決めるといふ事柄を確保する一つの手段としていたしまして、そういう規定を設けてゐるわけでございます。

もちろんこの放送大学は、従来申し上げておりますやうに、放送によつて大学教育を行うという全く新しい形の大学をこれからつくつていくわけでございます。いろいろとその間に御議論がございまして、こういう特殊法人で大学を設置すると

いう形をとることになつたわけでございませう。

そこで、そういう特殊法人が大学をつくる際の大学自体の教員人事に關して大学が自主的に決定をする手だてとして、どういふ規定が適切であるかということについて、私も、従来の国立大学につきまして、教育公務員特例法が人事に關して規定しております規定でございませうか、あるいは私立学校法における理事会側と大学側とのかわりの問題でございませうか、従来の経験についても十分検討していただきまして、基本的には、従来の国立大学の大学の自主的な決定をするための仕組みというものをこの特殊法人の放送大学にどう取り入れたら、一番大学の自主的な決定を尊重する形になるのか、それをいろいろ検討いたしまして、放送大学という全く新しい形の大学のあり方ということ想定しながら規定をいたしましたものが評議会の規定ということでございませう。

もちろん、先ほど先生も御指摘のございました、国民に開かれた大学ということにするための一つの手だてということでもございませうが、学者の意見を学園の運営全体に反映させるといふ意味では、運営審議会という組織を考えているわけでございます。そういうことで、私も、従来は、従来の大学についての大学の自治を確保するための基礎的な、大学がみずから事務を決めるというその仕組みを、この新しい形の大学に取り入れながら、しかも、その経験はもろろん生かしながら、新しい大学でございませうので、それに対応し得る方策として、この評議会という規定でその点を調和させたつもりでございませう。

もちろん、大学自身がこれから実際に運営をしていくに当たりまして、その教授会のあり方——もちろん、これは地域が非常に広がりもございませうし、また、正規の教授のほかに客員教授というような形で多数の国公立の大学の関係者にも積極的な協力を仰がなければ、大学の運営そのものとしても成り立っていかないような事柄がございませう。そういうような教官組織全体につきまして

も、非常に大変複雑な構成にもなるわけでございませう。個々の教育内容なり、それから、たとえば地域の人事の事柄に關してなり、それぞれこの大学がこれから具体的な運営をやっていく際に、実際に教授会なりあるいは教員会議というようなもの、具体的に教授会みずからが決められるわけでございませうが、教授会自身がそれを実際に運営するに当たりまして、教授会の運営の仕方としていろいろ工夫をされるということはあるのではないかと、私はかように考えております。その上で、この評議会と教授会の持ち方というものが、大学全体として調和を保った適切な運営が図られていくというようなことを、私も、私は想定いたしているわけでございませう。

○中西續委員 私、いま言うように、有名無実にしていくというその危惧があるから言っているわけで、特になぜ私がそう言うか、もう一つあなたに知らせさせておきます。それは筑波大学におきましては、たとえば各部署の長を決める場合には、学群、学類、学系というのがあります。ところが、教員会議で選挙が行われて、その長は複数でしか出ることができませんね、ところが、ここで一位になった者がひっくり返されるわけでしょう。学長の権限においてひっくり返される。その例がないとは言わせませんよ。例はちゃんとあるんですから。

さらにもう一つ、大変問題なのは、それに対しておかしきではないかということをやったところが、どのように答えたかというところ、教員会議が推挙してくる候補者はあくまで部署長を人選する際の目安なんだ、票の多い少ないは問題にならぬ、大学執行部としてあくまで大学全体のバランスを考慮して部署長を選出したまでだという、何か騒ぐことがおかしきような物の言い方をしたということが一つ。

それだけではありません。学長を決めるときにもそういうことがあるでしょう。学長を決めるのも多数の票の者がなるかというところ、そうじゃないのです。そこには評議会という組織があって、評

議会で再度これを選出することになっております。いまの福田学長も、そういう結果成り立つたわけでしょう。第一回目の投票は違はずです。差が六十何票かになっております。そして別個の人があるにもかかわらず、評議会ですらそれが今度は逆転をするという、そういうものになっております。そういうことになっていきますと、いかにあなたが言われるように、学内における教授会が、学校教育法に基づいてそういういろいろなことが決められていきますというものであっても、それが今度評議会にかけられると、平気で逆転が可能だという結果だつて出てくるわけですよ。その結果はどうなるでしょう、学校全体の雰囲気というのは、しかも今度は、その評議会は学長の申し出によって理事長が決めるのです。こういうシステム全部を、あなた、ずっと並べてみたことがありませんか。そうしますと、結果的には理事長の権限の中で、資格条件もない、手続の条件もない、こういう理事長が何でもできるという体制の中にしかないじゃないですか。だからこそ私は言っているのです。

それじゃあなたは、こういう事態を否定しますか、そういうことはありませんと。どこを押したからそういうことが言えるのですか。言つてもらひなさい。

○宮地政府委員 評議会の組織につきましては、先生御指摘のように、二十三条の規定がございまして、その第二項で言う「評議会が定めるところにより選出される教授六人以上十二人以内」というのが評議会の構成メンバーに入っているわけでございます。その「評議会が定めるところにより選出される教授六人以上十二人以内」というものについて「学長の申し出に基づいて、理事長が任命する」というわけでございます。その点は評議会の構成メンバーについて、まず評議会がみずから決めるということがございまして、そのことを、さらに学長の申し出に基づいて理事長が任命するというところでございませうので、その任命に際しまして、理事長に権限がございませう。

て、それを理事長が左右できるというような形のものではない仕組みに評議会の組織としてはなっているわけでございませう。

それから、もちろん考え方をいたしましては、教養学部単科の大学でございませうが、三つのコースがございませうので、各コースにそれぞれ二つの専攻が置かれていこうというのを念頭に置きました。この評議会の構成というようなことも考えているわけでございませう。

○中西續委員 さらに私、申し上げますと、たとえば附則の九条の一、附則の九条の二、これを見ていただきますと、附則の三条で文部大臣の任命によって十名ないし二十名の設立委員会を設置します、その結果、九条の一では、設置後最初の学長の任命は「第二十一条第六項の規定は、適用しない」、さらに第九条の二にありますが、設置後六カ月間は評議会は学長、副学長、教授全員、これは六カ月後に六人以内のときも同様、こういうぐあいにちゃんと文部大臣なり何なりが任命すれば、全部最初のときからでございませう仕組みになっているのです。その中ででございませう大学です。

そこで、そのでございませう大学で、いいですか、これを見てもらひなさい、設立委員は文部大臣が任命する十人ないし二十人程度です。そして附則の九条の一で、最初の学長の任命は適用されぬわけですよ。さらにまた、六カ月以内における教授については適用できないのです。これはだれが任命するのですか、大臣ですよ。大臣がどなたを指名していいばいい。そして六カ月を超えても六名にしておきませうれば、大臣が指名した人が全部評議員になる、評議会になる。そしてこれが評議会の六名以内の中に入ります。ちゃんとそういう仕組みになっているわけですよ。

そうしますと、そこで全部決められたものが、後になって大学の自治の中で決めなさいと言つても決まりませうか。私は決まらぬと思ひます。さっきから言っているのは、法律上だとか表面上のことだけを言っているのです。附則を見ればちゃん

と落とし穴があるのです。

こうなつてまいりますと、決められたものの中に全部集められてきた人が何をしますか、できやしないのです。だから私はさつきから何度も言っているのですが、あなたは、この教授会というものをちゃんと位置づけをしないで、別個にこういうものを設けて、新しい大学だから新しいことをやるのだ、こういうことを言つておられるところに問題が出るわけなんですよ。こういう裏づけ、附則があるということを、あなたは御存じになつていま答弁なさつておられるのですか。

○宮地政府委員 附則第九条についてのお尋ねでございますが、発足当初におきまして、そういう本則に規定しておりますような手続のとれない事態につきまして、本則にかわるべき規定を附則に置いておられるわけでございます。しかしながら、この附則で任命をするという場合につきましては、全く独断で選考するということではございませんので、実際上は国公立大学の関係者等の意見を聞きながら、選考手続を進め、大学設置の認可申請においてその候補者を提示するというような事柄が具体的にに行われていくもの、かように考えております。

○中西(續)委員 私が言っているのは、全部がでないときじゃないのです、そのようにすればいいのですから。私がもしあなたたちの立場になつてやろうとするならば、附則第九条の二で、設置後六カ月間評議会は六人以内にしておくわけです。文部省がずっと探して回つて一番適当と思われ、そして文部大臣が任命をした教授でやつておく、そしてそれ以後も教授はずっとその数しか任命しておかなければいいのです。そうしておきさえすれば、大体目星が全部ついてしまつて、でき上がったところで、そういう人を全部今度は正式に——六人から十二人ですから、六人にしておけば二十三条の三項に違反をしないのです。

数を限定しておけば、どんなことだつてできる仕組みになつていくことを私は言っている。だから、わざわざこの評議会というものが設

けられた理由というのは、そのように完全に教授会の機能をなくすという方向に向けてつくられたものだというのが、いろいろなところを読めば読めば出てくる。そうとしか読めぬじゃないですか。あなたの方は、そういう意図はないと言つても、筑波においては大体そういうふうなことが、ですから、前にそういうことがあるから私は言つておられるということをさつきから主張しているのですが、それがなければ、ああそうですかというふうには言いますけれども、評議会の性格というものは、さつきの筑波のように全員の投票によつて、千幾らかの投票によつて決められた第一位の人が、今度は評議会にかかれちゃんとひっくり返るようになっておられるのです。

こういう事態を考えますと、いまあなたがおっしゃる法律上というのは——だから、こういう法律といふのは、大変な誤りを犯しているのじゃないかと私は言つておられる、どうですか。

○宮地政府委員 先ほど御説明いたしましたように、本則と附則の規定の関係でございますが、本則におきまして評議会の構成メンバーについて教授の数を六人以上十二人以内という規定を設けました関係上、六人に満たない場合の変則的な事柄について附則でそれを補う規定を設けた事柄でございますが、もちろん、この本則の評議会を持つということが、先ほど来御説明をいたしましたように、この大学の人事に関して大学みずからが決定するといふ事柄を保障している一つの重要な組織体でございます。発足後できるだけ早く、そういう本則に従つた運営ができるようにすべきことは当然のことでございますが、その本則に至らない事態、きわめて変則的な事柄があつてはならないことでございますが、そういう事態が起こつた場合の想定として附則の規定があるというぐあいには御理解をいただきたいわけでございます。

○中西(續)委員 幾らそうは言つてみても、ちゃんとありますと言へば、それで終わりです、六人以内にしておけばいいのですから。それはまたできることなんです、許されているわけですから

ね。だから、幾らそれは強弁しましても、そういう理解ができるし、そういう魂胆なしに評議会というものの権限、権能というものを強める理由は、私にはどうしてもわからないわけです。

ですから、こうしてこの学校教育法に基づく大学、そういうものとは別個のもの、そういうものをねらつてつくつてあるということをむしろはっきり言つた方がいいのじゃないですか、どうですか。

○宮地政府委員 附則の規定についての御説明は、繰り返しになるわけでございますが、私どもとしては、従来から御説明を申し上げておりますように、この大学自身の自主性、人事について大学みずからが定める決め方といたしまして、新しく特殊法人が設置する大学についての人事のあり方についての規定を設けて、評議会というものを起こしたわけでございます。その理由につきましては、従来御説明を申し上げておられるとおりでございます。

○中西(續)委員 いずれにしても、それだったら、六カ月間あるのですから、わざわざ附則九条二項で評議会というものを設ける必要は何もないのです、そのように努力をしてつくればいいわけですからね。わざわざこうしておくところから、そういう魂胆があるから、何かつくらなくちゃならぬということになるわけですよ。だから、いま私が言うように、あくまでも——私の質問に対して明確に答えてください。このような事態、教授会、評議会というものの二重構造にし、そして複雑だからということの理由にして集まらなければ教授会というものの機能はなくなつてしまふわけですよ。そして自然消滅ということになれば、そこに評議会というものが先行するといふ体制ができ上がるわけですよ。

わざわざこうして学則としてちゃんと設ける意味は、いま申し上げるうちに、多くの問題を残しておられるわけですよ。いわゆる学校教育法に基づく大学、これに明定されておる教授会というものが、完全にここでは抹殺されるという認識に立つわけ

です。ですから、そういうふうに明快に答えてください。どうですか。

○宮地政府委員 評議会と教授会の規定については、当委員会におきましても論議がずいぶん重ねられてきたわけでございますが、私どもも、それにつきまして、この大学の設立その他の仕事を進めていくに際しましては、それは当然に踏まえなければならぬ事柄でございます。基本的には、この大学にも、もちろん当然でございますが、教授会が置かれるわけでございます。実際の教授会の持ち方そのものにつきましては、これは先ほど御説明をしたわけでございますが、新しくつくられていく大学でございますので、大学当局が教授会の運営につきましてどういう持ち方をするかということについては、大学御自身が御判断になるべき事柄であらうかと考えておられるわけでございます。

○中西(續)委員 それじゃ、もう一つ聞きますけれども、この評議会が六名以上になる場合——六名以上にしますか。

○宮地政府委員 六名以上にしますかという御質問について、私からここではなかなかお答えがむずかしいわけでございますが、そのこと自身は、まさに大学御自身の御判断に待つべき事柄であらうと思ひます。

○中西(續)委員 それでは私は言うのです。学長、副学長、こういうものは全部決められちゃう、学長、副学長というのは文部大臣が最初に任命するわけですよ。六カ月以内に任命するのです。そうしますと、あとの教授、重要などころを決めちゃつてそれが六人以内、教授が四人ということにしておけば、学長そして副学長が二人ですから三名でしょう。それであとのあれを入れておけば、実はもうふやさないんですよ。そうすれば、ここに言う人事の基準を、評議会だとか教授会だとかいうことに何にもせんでも、そこはちゃんと決められると言つておられるのです。どうでしょう。違うのですか。それができないのですか。

○宮地政府委員 この評議会の置かれます年次、

これはこの法案の成立の時期にもかかわるわけでごさいます、私も現在想定しております点で申せば、たとえば具体的に、これらについてその当該年度には予算措置をするという問題が出てくるわけでごさいます、そういう予算措置に際しましては、もちろん六人以内になるような予算要求をするというところは毛頭考えておりません。

○中西(續)委員 予算要求したってできなかったと言え六カ月以内、そうして行けるわけですか。超えてもそれで行けるのです。そうでしょう。できませんか。

○宮地政府委員 先ほど来附則の規定についてのお尋ねでございますが、基本的にはもちろん、この大学を本則の規定で運営できるように持つていくように、これは大学御当局にも当然、そういう御努力もしていただかなければならぬ事柄でございまして、そのことがまず第一といえますか、大前提にあるわけでございます。その上で附則としてはきわめて変則的な事態に対応の規定を設けている念のための規定でございまして、この評議会というものが非常に重要な機能を果たす、大学の自主性を確保するための非常に重要な機関であることは、先ほど来るる御説明をしておるとおりでございます。したがって、大学みずからがその評議会を正規に持てるように努力をするということが最大の要諦であろうか、かように考えております。

○中西(續)委員 ですから、いずれにいたしましても、いまいかに強弁しようとしても、附則にあることは消すわけにいきませんね、いまあるんだから。本来ならこういうものは要らないものをわざわざここに設けるというこの意味が私にはどうして納得できない。いまあなたが言われるようであるならば、何も設ける必要はなかった。それからもう一つ、教授会と評議会の関係でありますけれども、そうなつてくると、学園法というこの本則なりがあるからということを行先行して考えるというのが普通常識です。だから、この中にちゃんと評議会というのはいくうふうな位置

づけがされております、これがあります、これがありません、ただ、教授会というのは学校教育法の中にそれがあるのです、こういうことになって、付随的なものになってくるんですよ。だから、私がさっき言うように、大学としてこれはどうなんだ、だから、それを先行させるということであるなら、こういうことは要らなかつたわけですね。学校教育法に言う大学であるなら、この評議会なんかを本則化する必要も何もなかつたのです。それを本則化するということは、今度はこれができ上がつてくると、これが一人歩きし始めるわけですよ。そうすると、こっちが先になるのです。そうすると、学校教育法というものが今度は付随的なものになってくるわけですね。そこに問題が生ずるわけですよ。

だから、この前から言っている放送法とこれのかかわり、そういうふうになってまいりますと、放送法とのかかわりということになってきて、これでもって先行するということになってまいりますと、学問の自由とか大学の自治だとかいう問題は、放送法との関係で、二つが合致してくると、全部すつ飛んでいくようになってくるのです。だから、こういう点があるから、そこを私はさっきから言っているのです。

なぜかと言うと、筑波大学を見ていきますと、そういうことが平気で行われておるでしょう。すべてそうじゃないですか、さっき例を挙げたように。

○宮地政府委員 評議会の規定は、この法律で起した規定でございまして、従来も御答弁申し上げておりますように、もちろん、これはこの放送大学が大学でございまして、学校教育法五十九条の教授会がございまして、当然の前提としてかぶさつておるわけでございます。ただ、教授会自体の事柄につきましても、大学当局自体がその運用について御判断をなさるもの、かように考えておるわけでございます。

○中西(續)委員 私がこうして申しますのは、外国におけるいろいろな、イギリスの公開大学、オ

ーブンユニバーシティあたりを見ましても、こういうあれは全然ありませんよ。確かに評議会なんかはありますけれども、その構成が全然違ふのです。ですから、少なくともやはりそこには、本当に学問の自由なり大学の自治というものをどう守り抜いていくかということがなければ、学校放送とかかわりから言いますと、それから全部圧殺をされることになるし、これがあつて初めて放送法との関係も、この前言つておつたように、確認をしたようなことでもって、ちゃんとそこに大学としての位置づけ——いわゆる大学の教育ですからね、大学レベルじゃないのです。そういうことを考え合わせると、多くの問題が残つておるわけですね。いまいろいろ言われましたけれども、その点についての説明は何らされておりませんので、この点は大変残念です。

いよいよ時間が来たようでありますから、あと私は、まだ多くの問題がありますので申し上げたいと思つておりましたけれども、特に一点だけ申し上げますね、一九七〇年の七月、政府調査によりまして出ておるものからいたしますと、この前もちょっと触れましたように、放送大学を利用する人たちの中で、大学卒の資格をとりたいたいのものが五％、それから七九年、テレビ大学講座調査結果につきましても、これはもう皆さんが発表しておりますこのあれからいたしましてはつきりいたしておりますように、そのパーセンテージも非常に低い、資格取得あるいはそこで大学卒業の学歴を得るため、大学で学ぶことによって得られる資格、免許、たとえば教員免許状、公務員上級受験資格などを得るためとありますけれども、これは一％程度にしかありません。

ということになってまいりますと、大学を卒業するということの意味は、あくまでも高度の教養と専門実務、こういうものをみんな希求しておるということになつてまいりまして、いままではりました夜間の問題についても余り措置をしていない。幾ら詭弁を弄しても、予算からしますと一

億五千万円、本年度が一億二千万円、こういう実態にしかなくなつていません。それから、公開講座におきましても、国立における実態というものはほとんど明らかにできない程度でしかありません、数が不明でありますから。

こういう実態ですが、こういう点、やはりいまだである生徒と教授、教師と生徒との間における、あるいは学生との間における触れ合いなり、その中で初めて教育効果を上げられるという結果は、この調査からいたしまして明らかでなす。五十四年度のテレビ大学講座、このアンケートからいたしまして、面接の重要性というのが出ています。そういうことから私は、むしろいままで既存のこういう欠けておる部分、落ちておる部分を、この都市圏なりあるいは通学のできるようなところではどう強化をしていくかということが、まず第一だろうと思つています。

さらに、公開講座になりますと、これはもう今度普通でできぬようなところに向いていっていいわけですから、そういう小都市なり何なりのところまでやつていけばいいわけですから、そういうものをどんどん開設していけば果たされることになるわけですね。そういうことを考え合わせると、ますます、少なくとも大学レベルの教育を徹底してやるという公開講座的なもの、いわゆる市民放送大学的なものをどんどんつくり上げていくということが、まず第一に必要ではないか。

それともう一つは、大学で放送を通じて必要だというなら、大学自体の放送ということではこれを徹底をすべきではないかと思うのですけれども、多様な可能性を追求するということになれば、このような莫大な金をいまかけてやらなくてはならぬということよりも、むしろ先行すべきことを落としていくのではないかと私は考えるのですけれども、この点はどうか。

○宮地政府委員 先生御指摘の、従来の一般大学におきます夜間の学部でございましてとか、あるいは既存の大学におきます公開講座等の充実ということを図るべきでないかという点は、まさに御指

摘のとおりであろうかと思ひます。

公開講座の持ち方等につきまして、大学からさらに地域社会にまで進んでいって、地域社会へ大学の方が積極的に溶け込んで申しますか、そういう形ででも考えるべきでないかという御指摘でございまして、そういう点では恐らくそれぞれの地域社会において、これはあるいは社会教育というような観点での受けとめになるかと思ひますが、地域の教育委員会なり公民館なりそういうようなものと大学とがさらに積極的に連携をいたすと申しますか、そういう形でそういう面を振興すべきだという御意見については、全く同感でございします。

○中西(續)委員 いま同感と言われた社会教育面でのそういうこととあわせて、開かれた大学というものは、今度はそのようにしてむしろ大学として出向いていくという、そういうことだとして、できるわけでしょう、公開講座なら、タイアップしながらどんどんできるわけですから、そちらの方も重視をしながらやるべきだということを私は言っているわけでありまして。

ですから、その点を十分考えられて、この次の国会のときには、さらによりよい答弁ができますように、さらに私はお聞きしてまいりたいと思ひますから、検討を重ねておいていただきたいと思ひます。

終わります。

○三ツ林委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 私は、前回の委員会でも幾つかの点につきまして、委員長にお願いをいたしまして、資料の要求等をいたしました。それにつきまして、は、郵政省並びに文部省から私に對しまして、文書をもって回答、資料の提示がありましたことを、この際、委員長に御報告申し上げます。

そこで、いただいた回答を見まして、なお疑問の点が多々あるのですけれども、これをここで一々説明しようというのを考えておるのではありませんで、この法案がどうなるにしても、御

提示いただきましたような点については、将来にわたって重要な課題であると思ひますので、いま、その点を指摘しておきたいと存じます。

第一は、放送法第四十三条一項の規定に違反した場合の処分はだれが受けるかということについて明確でございせんでした。

これについて郵政省から文書でいただいたところでは、要点を申し上げますと「処罰の対象となる役員は、当該認可を受けるべき業務の執行の任にあるとされる担当理事及び理事長がこれに該当するものと解される。」という郵政省からの御回答をいただきました。文部省も御存じでしょうか。

○宮地政府委員 承知いたしております。

○湯山委員 そこで問題は、理事長が処罰の対象になるということは、これは法律によって理事長が学長を兼務する場合がありまして、したがって、学長も処罰の対象になるということになるので、これは重大な問題ですが、学長が処罰対象になるというように、これをあらかじめ考えておられたかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○宮地政府委員 私もこの学園の業務の遂行につきまして、基本的には、法律違反というような事柄のないように遂行されるべきものと理解をいたしておるわけでございます。もちろん御指摘のように、学長が理事長を兼ねるといふ事柄はあり得ると想定もいたしております。

○湯山委員 つまり、学長が処罰を受けるということも法律の上ではあり得るということをお認めになられたわけですから、これは非常に重大な問題だ。つまり、放送法の準用によって学長が処罰を受けるというようになることは、きわめて重大な問題でございまして、この点御指摘を申し上げておきます。

それからなお、第二に、放送法第四十四条三項の準用による問題でございしますが、これは中西委員から前回指摘のあった点で、これについての御回答では、二つの法律の間で「教育基本法の規定と放送法の規定との間には、若干の差異があると

解される余地もあるが」という御回答をいただいております。つまり、非常に消極的ではあるけれども差異があるということはお認めになっていられる、この解釈でよろしゅうございませぬ。

○宮地政府委員 御指摘のとおりでございします。

○湯山委員 そういう差異があるけれども、これは克服する方法もあるということが御回答にはありました。しかし、その克服の方法としては、教育の中で「他の立場に立つ学説についても公平に扱う」とことによつて解消するとありますけれども、それは困難だということ、この前御指摘申し上げておりますので、この解決の方法は解決にしないと。つまり、信念を持ってこの学説の立場をとつてそれを教授しておる人に、同じように公平に他の反対の意見も取り扱えと言つても、それは不可能だということはお申し上げたとおりでして、ただ、ここでは御回答でそういう両者の間には差異があるということをお認めになったことだけを指摘しておきますが、この二点の調整というものは、放送法の準用によつて起る問題ですから、この点は再検討の余地がある。あるいはまた法を施行するに当たつても、このことについては常に念頭に置いてやらなければならない点だということをお指摘申し上げます。

第三番目には、全国規模に拡大する時期を七十七年度中には完成するというだけでございまして、しかし、これはもっと早くすべきだということ、大臣にもこのことについてはお願い申し上げまして、いただいた回答では、このことにつきましては、新しい高等教育整備の計画がおおよそ六十二年から七十二年、これを対象として行われる、そこで、その中でこの期間内に達成を期したいという御回答をいただきました。これは従来は七十二年という終わりのポイントだけしかなかったのが、前に幅ができましたので、その点は評価いたします。

そういう御決意のほどはわかりますけれども、残念ながら、どういふ方法でやっていくか、放送衛星を使うとすればこうなる、マイクローを使うと

すればこうなる、学習センターはこういうふうにやっていくといったような具体的な点がなくて、これは大変詳しくお聞きしたいのですけれども、いまそれをお聞きしても、それは早急にできるものでないということも存じております。だから、新たに前に幅ができたということだけを評価して、それについてもっと具体的な綿密な計画をぜひ立てていただきたいということを御指摘申し上げます。

それから第四点は、十分御検討になっておられないというので、いま中西委員から指摘のありました教授会のあり方、これらの点を考えて複数の放送大学というものを考える余地はないかということについては、以前には検討したこともあったけれども、大体一校という意思統一のもとに進めてきておるといふことでございしましたが、これについては過去の経緯とそとの考え方を示したいのであります。私は、教授会等の運営からいっても地域に即するといふ点からいっても、検討の余地はあるのじゃないかといふことを申し上げたのですが、それらの点についての御配慮が当時の論議はむしろ逆になっておるようで、これも改めてさらに御検討をお願いいたします。

以上の点が御回答いただいて痛感いたしましたのでございします。これは最初に申し上げましたように、この法律がどうなるかわかりませんが、仮に実施されるに至つても、この点は決してないがしろにできない問題でございしますので、十分御配慮を願つてほしいという意味で関連質問をいたしましたわけでございます。

ただ、早急に大変むずかしい問題に相当大胆に御回答いただいたことは、両省に對して評価いたしますし、その誠意は認めることにやぶさかではございません。

以上で終わります。

○三ツ林委員長 有島重武君。

○有島委員 放送大学学園法案によつて設置される大学、いわゆる放送大学でございしますけれども

も、正確に言う、これは電波を教育手段の一部として採用する大学というふうに理解してよろしいかと思ひます。これが電波というものの一つの特性、そのメディアの持つ真価を發揮して、日本全国津々浦々をカバーして、その機能を十分に發揮するのは大体十年から十五年後である。「桃栗三年柿八年、放送大学十五年」、こういうことになろうかと思ひます。長いといへば長いけれども、国家百年の大計の上から考えれば、わずかの時間と言えないこともない。願わくはりっぱなよい実がなつて大いに裨益してもらいたい、こう思ふのです。これが大きな実になつたけれども、毒気があつたというのではかなわないから、いまいろいろと議論が出てゐるところだと思ひます。

私も、本法の二十一條から二十二條、二十三條については、いろいろな疑義を持つております。修正といふことについてもいろいろ考えましたけれども、これはやってみなければわからない面がたくさんあるのじゃないかといふことであるわけで、これはさらにこの十五年といふ年限以内でもう一遍考慮し直さなければならぬ問題じゃないかと思ひます。

さて、そうしてでき上がったときといふますが、それがよいよ真価を發揮するときはどういふことになるのかといふと、昭和五十四年の一月に文部省の大学局からお出した「放送大学について」といふ資料、これについては、この前も言及いたしました。これは大学局からの説明文書といふことを超えて、本委員会において確かに確認された事項であるといふふうに格づけをし直した方がよろしいのじゃないかと思ひます。

もう一遍、大臣に確認をさせていただきたい。それは「放送大学構想の概要」、いきなり「放送大学」と言つておられますけれども、名称についてはまた後から述べます。「放送大学は、広く大学関係者の協力を得て、放送を効果的に活用した大学通信教育を実施することにより、生涯教育の中核的高等教育機関としての新しい教育システムを設立しようとするものである。」、こういうことで

すね。

それで「放送大学設立の目的」として「ア生涯教育機関として、広く社会人や家庭婦人に、大学教育の機会を提供すること。」、これが第一番に上がつてゐるわけです。それから「イ新しい高等教育システムとして、今後の高等学校卒業生に對し、柔軟かつ流動的な大学進学を保障すること。」、これが第二。それから第三番に「ウ広く大学関係者の協力を結集する教育機関として、既存の大学との連携協力を深め、最新の研究成果と教育技術を活用した新時代の大学教育を行うとともに、単位互換の推進、教員交流の促進、放送教材活用の普及等により、我が国大学教育の改善に資すること。」、うういふなかなか大きな、これが目的だと言われております。

以下もございましてけれども、この辺で、以上の概要について正式に文部大臣の御決意なり、いまの文部省の方針を再確認したいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 ただいま先生の御指摘のとおりでございます。

○有島委員 そこで、ここで言つております高等教育システムないしは高校を卒業した後の教育について、先般御説明をいただきました。また、その各機関にかかわる学習者といふか研究者ないしは学生、ある場合には学者と言つてもよろしい、こういうようなそれにかかわつていく学ぶ側の人たちのどのような学究の仕方があるのか、これらを質疑し、議論し合つた中では、大変複雑にわたりますので、できれば資料として文部省から提出をしていただきたい。委員長にお願いを申し上げますが、いかがでしょう。

○三ツ林委員長 文部省、よろしうございませう。

○宮地政府委員 結構でございます。

〔資料を配付〕

○有島委員 それでは、この資料に基づいて局長の方から御説明ください。

○宮地政府委員 ただいま資料として図のような

形にいたしてございまして、先般先生から、後期中等教育後の教育の姿はどういうものがあるのかといふお尋ねがございまして、それを便宜さういう表にさせていただいたものでございませう。

学校教育法第一條の学校といたしまして大学、短期大学、高等専門学校といふものがございませう。それから、学校教育法第八十二條の三の専修学校における専門課程といふものもございませう。ほかに、大学が行つております公開講座あるいは大学レベルのテレビ・ラジオ講座といふものもございませう。それ以外にも、さらに大学レベルの社会教育といふようなものもあるかと思ひます。それが、後期中等教育後の教育としては、以上のようなものがあるといふことを一応図示させていただいたものでございませう。

そして、それらにつきまして「大学教育における学習の形態」といふ形で一応まとめさせていただきまして、これは通常の方法で、具体的には通学をしております従来の一般の大学といふぐあいに御理解をいただければいいかと思ひますが、その学習の形態といふような形で、教室内における授業、これはさらに細かく言えば講義、実験、実習、演習といふようなものがあるかと思ひます。ほかに、教室の外におきます授業といたしましては、たとえば実習といふようなことで教育実習、工場実習、農場実習等がございませう。また、実技といふようなことで体育がございませう。第二番目に、通信によります教育としては、通信による学習指導といふことで、レポートの提出でございませうとか添削指導といふようなことがございませう。ほかに、教科書などの印刷教材等による自学自習といふようなものがございませう。それと面接授業、スクーリングでございませう。第三番目の形といたしまして、御提案を申し上げております放送大学の場合におきます教育でございませうが、これは放送による授業がございまして、さらに第二番目として、通信による教育と同様でございませうが、教科書などの印刷教材等による自学自習、面接授業といふものがございませう。これらにつきま

しては、従来、審議の過程で大体三分の一ぐらいずつといふようなことを御説明申し上げてきたわけでございませう。

それから「大学教育を受ける者の態様」といふような分類で、正規の学生と申しますか学部学生としては、その全教育課程を履修すれば、大学卒業の資格、学士を得られるわけでございませう。ほかに、聴講生といふようなことで特定の授業科目を履修する者がございまして、放送大学の場合については、選科履修生、科目履修生といふことで御説明を申し上げております。特定分野のまとまつた授業科目を履修する場合を選科履修生として、特定の授業科目のみを履修する者を科目履修生といふ形で御説明申し上げております。ほかに、形といたしまして特別聴講生といふことで書かせていただいておりますが、ほかの大学に在学して単位互換制度により授業科目を履修するといふような者について、特別聴講生といふような二つの分類ができようかと思ひます。それとはやや異なるわけでございませうが、ほかに、公開講座の受講生、これは開設された講座等を受講する者としてあらうかと思ひます。

以上でございます。

○有島委員 ありがとうございます。

最初に御説明ございました「後期中等教育後の教育」、これはいわゆる高等教育にかかわる機関と名づけられるべきものだと思いますけれども、この中に、国立大学共同利用機関、これは国立学校設置法第九條にかかわるものだと思いますけれども、ございませう。これについて伺つておきたいのでございませう。放送大学といふものも、こうしたいろいろな種類の教育機関、いろいろな姿の学習の形態、また、これを受ける者の態様といふものがいろいろあるわけですから、その中において、中核的な高等教育機関という位置づけになるものでございまして、共同利用機関という性格が非常に強くなるのではないかと私は思つてゐるわけですね。

そこで、共同利用機関というのは、国立大学が

共同に利用する機関なのであるか、あるいは各大学が共同で利用する機関を国でもって設立した、このように読むべきなのか、この辺はどうなっているのでしょうか。

○松浦泰政府委員 ただいまの先生の御質問でござりますが、これは国立大学の共同利用機関として設置するというふうに読むように解釈されておりまして、国立の大学共同利用機関というふうには読んでいない次第でござります。

○有島委員 実際には、すでに国公私立の学者の方々が利用するという形になっているのじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○松浦泰政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、沿革的には、現在、国立大学に附置研究所という制度がござりますが、その発展的な形態として設置されたという経過がございまして、予算的にも特別会計で措置しておるというようなこともございまして、国立大学の共同利用機関として設置するものでございすけれども、それに對しましては、広く国公私立その他の研究者にも門戸を開放して共同利用していただいておりますものでもござります。

○有島委員 大臣、お聞きのように、従来は各大学に研究所があった、しかし、時代の進展とともに、一つの大学に所屬するだけではどうも能力が悪いということで、各大学が共同に利用できる機関を設置することになっているわけですね。それは国立学校設置法という法律の中で扱われているわけなんです。初めは国立大学だけが共同でもって利用していたのでしょうか。しかし、これまた時代の進展とともに各国公私立の大学が共同で利用できるというふうになってくるわけでありまして、そうすると、この法律の中にこれがどう置かれていっているのかがやや不適当になるのかもしれない、こういうふうには新しい時代に即応した機関を従来の法体系の中に当てはめるところはなかなかむずかしいことであらうと思うのです。今度の本法案の審議の中でも、そういったことが非常に困難を感じている中で、いまはコンクリート

わずかな割れ目の中に雑草がずっと根を張っていくように、ある面ではいじましくと言えますけれども、ある面ではずうずうしくという面もありまして、そういうふうには根を張りつつ、目指すところは、われわれとしては、時代に即応した一つの法体系というもの、学校教育法あるいは大学設置基準等のかなり抜本的な見直しが必要な時代が来つつあるのじゃないかと思ひますが、大臣、いかがですか。

○田中龍國務大臣 ただいまお話のように、国立学校設置法の共同利用機関という問題も、客観情勢なり本放送法というものの中における単位の互換性でありますとか、あるいは編入学等の促進開発といったようなことで、大分いろいろと変化も出てくる可能性もあると存じまして、いま御指摘のような点は、まことにそのとおりであらうかとも存する次第でござります。

○有島委員 いまいただきました資料の二番目の「大学教育を受ける者の態様」ないしは高等教育を受ける者の態様と申してよろしいかと思ひますけれども、これにつきまして私の方でも、文部省の方の御協力も得まして「高等教育に関する学習形態の分類」という資料をつくりましたので、これを委員長と文部省の方に差し上げたいと思ひます。委員部お願いいたします。

〔資料を配付〕

○有島委員 このことについては、すでに申し上げてこどももって議論をしたことでもござりますけれども、人数の配分ですが、従来は大学教育といつても非常にエリート教育でございまして、大体が少人数、中程度の人数でもって一人の先生を囲んでの師弟関係のある教育が行われていた時代といふのがあつたと思ひます。ところが近年、学生が大量に集中してきた、そうすると、いままでの方式をそのまま拡大して対応するといふことはむずかしい。どの教室もいっぱいである、ないしは一学期の最初のころはいっぱいだけれども、しばらくすると教室はどこからつぱになるというような状況があつたかと思ひます。

そこで、これは現に行われているところもあるわけでもござりますけれども、三番目に、種々な授業形態を積極的に適正配分いたしまして、そこで少人数の教育を確保していく、そして中人数のもの、大人数のもの、あるいは広くマスメディア、通信、文書、放送ないしは視聴覚によるものといふふうには、ある場合には、またさらに他の大学に単位互換を積極的に要請し、委託していくというように適正に配分していくべき時代を迎えておるのではないかと申すわけであります。

これが十五年後か十年後か知りませんが、先ほど「生涯教育の中核的高等教育機関としての新しい教育システムを設立しようとするものである」という文言がございしましたが、私どもは、そのように文部省のおっしゃっていることを受けとていきたいと思つておるのですけれども、こつちは勝手に受け取つておるのだけれども、それは間違ひだつたということになりますと、見当違いになりますので、その点、私どもの考え方はそれでよろしいかどうか確認をさせていただきます。

○田中龍國務大臣 ただいまの御意見でございしますが、大局的に見ますれば、そういうふうな見解をお持ちになることができれば、そういうふうな見解、なお詳細なことにつきましては、具体的問題は局長からお答えいたします。

○宮地政府委員 先生御指摘のように、放送大学につきましても、お配りしております資料で説明をしておるのとおりでござります。

そこで、先生からの資料としていただきましたものには、先生から、今後の高等教育につきましても、特に放送を取り入れたこの放送大学などにおいて考えていく際に、従来の大学教育について教育形態その他につきましてもいろいろ新しい仕組みというものを積極的に取り入れていくといふことは考えていかなければならぬ課題でござります。大学教育の柔軟化といふますか流動化といふようなことについては、既存の大学につきま

しても、そういうことが必要でございまして、私どもも、高等教育の計画的整備といふことではそういう取り組みをしておるわけでもございしますが、必ずしも既存の大学ではなかなかそういう点が初期のねらいどおりには進んでいない。そのことは、たとえば単位互換といふようなことをとりまして、制度としては認められておりまして、既存の大学においては、必ずしも十分な単位互換といふような事例が行われているわけでもないという実態もあるわけでもござります。

したが、いまして、従来も御説明を申し上げておりますように、この新しい形の放送大学といふものをつくりまして、放送大学を積極的にそういうような面で大いに生かしていきたいといふことも、この放送大学に期待をしておりますものの一つでござります。

そういう面でも今後十年ないし十五年、将来の教育形態の変化といふますかそういう事柄についても、この放送大学がいれば先取りをするような形でいろいろと積極的な姿勢で対応しなければならぬもの、かように考えております。

○有島委員 次にいきます。

本法で言っている大学といふのは、たびたびここで論議されましたように、学校教育法第一条の大学である、この大学が放送の電波を用いる、電波を用いるけれども、それは教育の中のごく一部の手段として用いる、それで電波を用いる場合には、放送にかかわる現行法制のその制限限度内で用いる、ないしはそういう放送電波というメディアになじむような学問内容に限ってそれを教育手段として用いていく、こういうことにならうと思ひます。

ですから、そういった点でのいろいろな議論がこれまでなされましたけれども、あたかも放送による大学と言ふから、もうすべてが放送でいくのだ、そうすると、学問の自由はどうなるのだ、という御議論は、やや短絡的ではないかと私は判断をいたしておりますけれども、この大学が機能するところは、先ほど来言っておりますよう

に、従来の概念を超えて、いわゆる新しい高等教育システムの中核的機関として位置づけられる。そしていま審議をいたしております本法第一条にあります「大学教育の機会に対する広範な国民の『要請』」というようなことでございますけれども、こゝは、以上議論をしまりましたとおり、大学教育その他の高等教育を含んだ広い意味のハイエデュケーションといいますか、高等教育の機会というふうに広く解釈をすべきじゃないか、この辺が、この前の質問のときに留保になっておりましたので、お答えをいただきたい。

○宮地政府委員 放送大学につきましては、もちろん、従来から御説明を申し上げておりますとおり、学校教育法に規定する大学としての教育を行うという意味で、正規の学校と申しますか学校教育法第一条の大学でございます。ただ、御指摘のように、第一条の中で「大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえる」という点で申しますれば、その「大学教育」というのは、大学の授業だけを国民が望んでいるということでは必ずしもないと申しますか、「大学教育の機会に対する広範な国民の要請」という観点でつかまえますれば、それは決して国民全体が大学の授業ということだけを望んでいるものではないというぐあいに理解ができるわけでございます。もちろん、電波で流れますものは大学の授業そのものでございすけれども、受けとめる国民の側からすれば、生涯教育の観点と申しますか、それが広く国民に開かれているというふうな形で、結果としては、そのこと自身が生涯教育というような非常に広いものを、作用としておるといふことは言えることではないです。

○有島委員 それでは、本法第一条に「大学教育の機会」とあるのは、やや広く解釈できるということを確認させていただきました。

そこで、あと二つほどあるのですけれども、一つは、名称の問題であります。放送大学、放送大学と言いならわしてしまつて、そうなっているわけですから、その名称のゆえに、またいろいろ

ろな誤解があつて、不毛の議論というか、いろいろ議論があつたと思います。

そこで、この放送大学学園の設立する教育機関、大学が、将来、多種多様な高等教育機関に寄与する可能性は非常に重大である。それですかから、この名称について、その計画というか機能等を適当に言いあらわせるような呼称、これも今後さらに考えていきたい。私たちも考えますけれども、当局におかれても、それは考えていってもらいたい。大体こういった範囲じゃないかと思いたすのは、高等教育共同利用機関としての一つの位置づけ、あるいは共同利用機関であつて、しかも単位互換のセンターとなるべきものというような位置づけ、それから新しいものだから、日本語というか漢文にうまく乗っからない感じなんですけれども、スターディー・サブコントラクターズ・システムという感じになろうかと思ひます。これは提案であります。

それから最後に、総括いたしましたして、いわゆる高等教育における学級形態が大変多様であり、さらに、これからも多様化していくでありますよう。そこで、次の措置の検討を開始していただきたい。

第一番目は、学級形態といいますが、学習形態を分類整理すること、きょうあらあやつていただいたけれども。

それから第二番目には、単位累積加算に際しまして、この学級形態を明記させる、こういうこととして、この学級形態を明記したい。たとえば各大学をひとつ検討していただきたい。たとえば各大学で案内を出しますね、そういった場合にも、この授業についてはどういった形態でもってやるのの授業に、これはもう大人数でやるのだ、これは小人数だ、これはもう大人数でやるのだ、これは小人数で教育に限ってやるのだというようなことを、大抵ゼミと普通の講義については明示されておるよううでございしますけれども、これをもう少し分類をうっかりしておいて、そこに明記するよううな慣習を、これは来年からとは申しませんが、いわゆる放送大学が真価を発揮するころまでに、そういうよううな準備ができるようにいまから始めていただ

④

それから三番目は、卒業資格に必要な単位積算に当たりましては、この学級形態の適当な配分を考慮すること、これは端的に言えば、小人数教育は必ず確保することです。そのほか、やはり適当に大人数というものも必要である、目的に応じては必要な手段であるというふうな適当に配分する、そういうようなことを含んでの卒業資格の付与ということもやつてもらいたい。

そして本法に定めまするこの学園の設置する大
学機関が、卒業資格付与に際しては、いま申し上
げた三つの条件を満たすように努めてもらいた
い、これを要望いたします。

○田中龍(國務大臣) 先般來の先生の御意見、また、ただいま御開陳いただきました御意見等につきましては、いろいろと拝聴いたしまして、さらに検討させていただきます。

○宮地政府委員　ただいま大臣からお答え申し上げたとおりでございます。検討させていただきますが、特に大学の名称等につきましては、従来この委員会でも御議論のあった点でございます。大学の設立に際しまして、大学の趣旨、目的にふさわしい適切な名称は検討させていただきます。

それから、学習形態の分類のことに関連いたしまして、単位の修得に際しての何といひますか明示と、それから、ある意味では小人数教育をさらに具体的に確保するようなことを考えてはどうかかという御提案でございまして、従来先生から、小人数教育についての御指摘はいただいておりますのでございまして、ただいまのところ、本年度は実際に既存の大学において小人数教育がどのようにに行われているかということのまず実態把握に努めているわけでございます。それを見た上で、さらに具体的な検討に入らしていただかなければならないかと思っておりますが、大学の教育課程そのものについて、どこまで基準を定めるのが適切であるのか、大学の自主的な判断にどこまで任せらる

べきであるか、その辺については、なお慎重な検討を要する課題であろうかと思ひますので、そういう対応をさせていただきたいと思つております。

○有島委員 終わります。

○三ツ林委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員　いろいろ審議を重ねておるうちに最終段階に來たわけでありませうけれども、この

法案について、放送という非常に有力な、全国民が利用できる手段を利用して大学教育をするという、これは非常に大事なことだ、それはいいことだということとは、ほとんど関係の人が認めるところです。ただ、この放送大学学園法案に盛りられておる内容が、果たしてその大きな国民の期待しておることに對して、あるいはまた、そのために千数百億、今後物価の問題を考えれば二千億近くなると思われる多額の国の資金を投入するに値するかどうか、あるいは投入したそれに相応する成果が得られるかどうか、この問題について多くの関係者は疑問あるいは危惧の念を持っている。恐らく文部省の大学局長さん自身も、その問題については、はつきりした確信を持ってないのじゃないか。そういうふうに今後やってみなければわからないという面が非常に多い法案なんです。そういうふうには私は感じておるのですけれども、全般的に感じ方としていかがでしょう、間違っているのでしょうか。

○宮地政府委員　御提案を申し上げておりますが、送大学、この考え方につきましては、従来ある御審議をいただいたわけでございます。恐らく先生の御指摘は、私ども、この放送大学を大学ということに着目をした御説明を申し上げておりまして、国民の方は必ずしも大学教育という大学の資格をとるということだけに限定されているものではない、むしろもっと幅広い要請があるのではないかと、その点の関連はどうかということ、それからまた、一つには相当大きなプロジェクトであつて、これを進めていくとすれば、多額の経費を要するが、特に今日、財政再建というようなことで

財政的にも大変むずかしい時期に差しかかっているが、その点についてそれだけの投資をする効果が本当に期待できるのかという点の御指摘であらうかと思っております。

そこで、私どもとしては、従来御説明も申し上げておりますように、これは正規の大学としてスタートをさせていただきたいということで申し上げておるわけでございますが、先ほども御説明をいたしましたように、放送大学の放送そのものは大学の授業そのものでございます。それには間違いはないわけでございますが、受けたものは国民の側にいたしまして、その中で国民生活といいますが、視聴者みずからが関心を持っている事柄について、先ほども申しました選科履修生と申しますか科目履修生というような形で、それぞれ家庭婦人を含めまして国民各層が関心を持っておられる授業科目について教習するといふことは十分考えられるわけでございます。

従来も御説明をいたしておりますが、たとえば、たいてい放送教育開発センターで実験番組を流しているわけでございます。これは実験番組というところで六時十五分からという大変早い時間の視聴であるというような、放送大学の放送そのものから比べますれば、そういう意味では大変制約のある形での実験でございます。しかしながら実験視聴者、つまりモニターとなって受講したいという人の募集をいたしまして、募集定員に對しまして、たとえば本年度で申しますと、約四倍の応募者が来るといふような姿からすれば、言われておりますように高齢化社会に向かう、また社会全体に余暇時間もふえてきておるといふようなことで、やはり国民全体にそういう学習意欲といえます、そういうニーズが大変高いといふことは、私どもとしては、たとえば民間のいわゆるカルチュアセンターというようなものも大変応募者が多いといふことを伺っておるわけでございまして、全体的には国民全体が広く学習の機会を望んでいるといふことは言えるわけでございます。

私どもは、そういう全体の動向を受けまして、過去十年來検討を進めてまいりました放送大学をぜひとも実現をいたしたいということで御提案を申し上げておるわけでございます。

それから、第二点の財政問題の点でございますが、確かに、財政的にも大変厳しい時期に差しかかっているわけでございまして、私どもとしても、その点は十分踏まえまして、この放送大学を実現するに当たってどういう段取りで進めていくべきか、そしてまた教育全体といえますか文教政策全体の中でどういう位置づけで考えていくかという点を検討していかなければならぬわけでございまして、前回の御質問の際にも、ほかの委員の方が御質問の際にもお答えしたわけでございしますが、私どもとしては、もちろん教育、学術、文化全体についてのバランスのとれた文教政策の振興充実ということに全力を挙げて臨んでいるわけでございます。

具体的な大学教育の機会という点で申し上げますと、比較としては必ずしも適切でないかもしれませんが、たとえば、従来の文教施設の推進で申し上げますと、筑波大学、これは新構想の大学ということで推進をさせていただいておりますが、筑波大学の整備全体で約千五百億の国費を私どもとしては投入をいたしており、筑波大学全体の入学定員は、大学院を含めましておよそ一万人ということでございます。

放送大学が電波を通じて広く国民に開かれた大学ということで新しい大学を進めさせていた、だということ、従来第一期の計画としては、関東地域から電波の届く範囲内ということでの施設設備をいたしましては、土地代は含んでおりませんが、おおよそ百億程度の金額でございます。もちろん、ほかに運営費も要るわけでございします。その後、全国的に広げていくに際しては、さらに財政需要も要るわけでございしますが、その点は国民全体に對します教育機会の均等というようなことからいたしまして、その計画を練り上げていくということについては、私どもも積極的

に取り組まなければならぬと思っております。

そういう点で、私どもとしては、従来からの検討を踏まえてきましたこの放送大学について、新しい大学としていろいろむずかしい問題、運営上考えるべき問題について、従来慎重に御審議を重ねていただきましたような事柄を踏まえまして、本当に国民に期待される大学として発足ができるような対応を考えていかなければならない、かように考えている次第でございます。

○和田(耕)委員 あと三つの問題をお伺いしたいと思うのですが、一つは、いままで関連の教育方法をしておる機関との関係です。たとえば、この間NHKの放送総局長がお見えになったのですけれども、大学関係の講座にどういう効果を及ぼしておるかという質問に対して、はっきりはかる方法はないけれども、テキストを数十万の人が買っているということをおっしゃいます。それから、第3チャンネルを通じて相当の成果を上げておることは事実だと思えます。このNHKの問題については、あそこは高等学校クラスのことでもやっていると、その他一般の講座もやっているのですが、大学関係については、この放送大学学園が実施されてくると、これはほとんどなくなりすね。あるいはまた、いまのお話の第10チャンネルの朝六時十五分からの大学講座、名前はちょっと違いますが、ああいうものもなくなっていくというふうに思うのですけれども、この影響の問題はいかがでしようか。

○富田(耕)委員 お答え申し上げます。各放送事業者の放送番組の内容がどういふふうになるかにつきましては、郵政当局の方から言明することは差し控えていただきたいと思います。すけれども、実際問題として、実質競合するような番組が出れば、NHKの教育番組なりあるいはほかの民間放送事業者の教育番組にはある程度の影響は与えるものと考えております。

○和田(耕)委員 ある程度影響を与えるという意味は、つまり今後、各電波を通じて建設的な競合、競争関係に入っていくというふうにも考えられるのですか。

○富田(耕)委員 そのとおりでございます。

○和田(耕)委員 その問題を承っておきたかったのが一つです。

もう一つ同じ問題で、現在やっておる大学の通信教育に對しては、いまの法案の内容が実施されればメリットの方が大きいと思うのですけれども、しかし将来、この大学法案の方が本格的に軌道に乗ってすれば、逆に現在の大学の通信教育の方はあるいは学習センターのような地位になることも考えられるのだけれども、その見通しの問題はいかがでしようか。

○宮地(政府)委員 現在行われております私大の通信教育との関連についてのお尋ねでございますが、たいてい御提案申し上げております法案の全体の仕組みと申しますか放送大学を教養学部というところで御提案を申し上げている際の説明にも申し上げたわけでございまして、戦後三十年にわたって大変御苦心をなされてきておられます私大の通信教育との関係については、お互いにメリットを發揮し合えるような形でこの放送大学学園法案を御提案申し上げております。

さらに、将来のことについての見通しということでお尋ねがあったわけでございしますが、私どもとしては、私大の通信教育の関係者とも連絡をとり、もちろん、私大の通信教育の関係者にも、この放送大学学園のいろいろな面で具体的に参画していただく形で相協力していくつもりでございます。たとえば、私大通信教育でスクーリングをやっている際に、学習センターの利用というふうなことにしても、具体的に考えられるわけでございまして、そういう点でメリットを發揮していくということで対応するわけでございしますが、将来の時点で、私大通信教育の関係者から、放送大学の方でそれを積極的の受けとめてほしいというふうな御要請が来る事態になりますれば、それはその時点で十分御相談をさせていただきますと、かように考えております。

○和田(耕)委員 もう一つ関連して、現在の夜間

大学に通つておる勤労学生に対してはどういうふうなメリットがあるのですか。

○宮地政府委員 従来の夜間学部の学生に対するメリットはどのような点かというお尋ねでございますが、具体的な点で申し上げますと、たとえば単位の互換という点の問題について、この放送大学ができましたことによつて、それを積極的に進めたいということでは、従来御説明申し上げてきたわけでございますが、これはもちろん夜間学部の置いておりますその大学と放送大学との話し合いが必要なのではないかと、夜間の勤労学生といふか夜間の学部に通学しておられます方が、放送大学の単位を取得することによりまして、その夜間学部の単位に互換ができるというような点では、たとえば、この放送は日曜日を通じまして再放送も含めまして大変視聴しやすいような形で利用者の便を図るということも積極的に考えているわけでございます。したがって、夜間学生がいわゆる通学という学習形態に大変制約があるという点につきましては、この放送大学の教育で取り替へます単位を夜間の大学におきまして単位に互換をしていただくというようなことについては具体的なメリットが出てくる、かように考えております。

○和田耕委員 そういふことを拝聴しておるのですけれども、この放送大学は将来やってみなければわからないという面が非常に多いわけですね。この前の質問のときもあれしたのですけれども、もっともこのことを、いまの教養学部の範囲から専門学部の方に拡大していくという見通しは持つておられますか。

○宮地政府委員 まずは教養学部ということでの放送大学を充足させたいというのが、従来御説明申し上げている点でございます。国民全体の学習のニーズと申しますか、そういうようなものを受けとめまして、それにこたえるというふうな形は必要なことであらうかと思ひます。したがって、私も私どもとしては、まず教養学部としてこの大学について発足をさせていただくわけでございますが、さらに国民全体の教育のニーズがどうあるか、そういう事柄については、将来、そのときそのときに応じて調査もいたし、それにこたえるようなことを施策としては考えていく必要があるか、かように考えております。

○和田耕委員 きょうは同僚の委員から後ほど補足の質問をしていただきますから、時間もありませんけれども、先ほど来同僚の委員からの御指摘がありました学校教育法の問題と放送法の問題、この調整の問題、これは先ほど来お答えの点なんですけれども、私は、実際問題として非常にむずかしい問題だと思つております。

たとえば、この前質問申し上げた先生の選び方の問題も出てくる。非常にむずかしい問題です。これは新しい放送大学学園の執行機関あるいは諮問機関、この裁量に任せるといふことのようにすけれども、しかし、この段階で文部省としてもよく配慮をして、執行機関が間違ひのない判断をするような何かをつくつておかないと、非常に混乱が起こつてくる問題が多いと思ひます。数学だとかあるいは物理化学だとかいうことになりまして、余りそういう問題は起こつてこないのです。が、教養学部関係の科目になりますと、ずいぶん違つた意見が、しかも十分な根拠を持つて主張されておるわけですから、そのどれを選ぶかというところは、どの先生を選ぶかということと関係してなかなかむずかしい問題なんですね。学校教育法の問題にすれば、ある特定の大学ということですから、これは教授会が中心にできるのですけれども、放送法の関係ならば公平という問題が中心になつてくる。非常にむずかしい問題になつてくる。

これは大臣、安易にお考えにならないで、この問題については前向きな歯どめを準備しておく必要があると思ひます。この問題を最後に指摘しておきます。あと同僚委員からの関連の質問がございまして、よろしくお願いいたします。

見に対しましては、まことに貴重なご意見もな御意でありますので、十分に検討させていただきます。

○三浦隆委員 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。三浦隆君。

○三浦隆委員 それでは、時間もございませんが、評議会のことでお尋ねをしたいと思ひます。きょうの委員会の中で冒頭、教授会と評議会の問題が取り上げられておりました。そして旧来の大学に比して筑波大の方で大変評議会の権限が強まった結果、教員会議といふ教員の組織、権限が大変弱まったという指摘がございました。

しかし、ここでその点で簡単に触れたいのですが、学校教育法が成立してからその後、この評議会につきましましては、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則があつて、その六条で評議会の権限が規定されておりますが、ここでは評議会の権限は、教育公務員特例法の規定の権限云々といった教育公務員特例法の枠づけがなされておりました。と同時に、その後変わりました筑波大の根拠法規であります国立学校設置法によりまして評議会の規定、その第七條の四の五項でも、評議会に対する教育公務員特例法の規定云々といった枠づけがなされております。また同じく学校設置法の七條の五、人事委員会の規定におきまして、教育公務員特例法の規定の枠づけが同じようになされておるわけでありまして、そんなことを受けまして、教育公務員特例法の二十五条におきましても、普通ですと教授会の議に基づき教員が選ばれるところが人事委員会の議に基づき教員が選ばれると、筑波大では旧来の大学とはイメージを一新するくらいに大変大きく変わつて、当時話題となつたわけでありまして。しかしこゝまでは、それでも教育公務員特例法という言葉が必ず付帯的についていたものであります。

これに對して今度の放送大学学園法の二十三條の第四項によりまして、評議会のところに「放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属せられたる事項を行う。」とだけありまして、教育公務員特例法といふことが完全に削除されてしまつておるわけですね。その点では、旧来の大学はもとより、筑波大とは全く性格を異にするくらい評議会は強くなつておるということですが、この点についてお伺いをいたします。

○宮地政府委員 教育公務員特例法の規定は、先生御案内のとおり、これは国立大学と公立大学に適用のある法律でございます。この特殊法人の放送大学につきましましては、そういう意味では教育公務員特例法の適用はないわけでございます。ただ、従来の経験に照らしまして、この放送大学につきましても、その大学の構成の複雑さというふうなこともございまして、大体従来の国立大学におきまして教育公務員特例法上評議会について権限を定めておりますような事柄にほぼ準ずる形で、この特殊法人の放送大学につきましても、そういう評議会の規定を起こして、大学におきまして人事を大学みずからが定めるという自主性を確保する一つの根拠規定として設けたものでございます。

○三浦隆委員 教育公務員特例法のそうした教員人事の考え方は、これは一般的に私学の大学その他でも適用されて、ほとんど行われておるところであります。

【委員長退席、谷川委員長代理着席】
しかし、もしこれが特殊法人だから違ふのだといふと、その特殊法人ということが改めてむしろ問題になると思ひます。実態上、放送大学法によつても国の全額出資の規定なり、あるいは公務員とみなす規定なり、あるいは国立学校とみなす規定なり、ほとんど国立と同じであるにもかかわらず、特殊法人と申して国立大学とは言わなかつたのは、いま言った教育公務員特例法を特殊法人だから免れるのだ、そんなふうな感じがする。逃げの姿勢として使われるのではないかと、いふふうな懸念を持っております。それもお尋ねしたいのですが、時間がございませぬので、先に行くことにいたします。

ず、文部大臣の役割が、前回から指摘されますように大変に強まっているわけでございます。この点に關しまして今度は文部大臣から、簡単に結構でございますからお答えをいただきたいと思うのです。といいますのは、昭和二十四年の五月に文部省設置法ができましたときに、それまで文部省はあるいは解体されるかという意見もありました中に一応存続が決まったのであります。しかし「文部時報」の中で当時の森田文部事務官が「新しい文部省の機構と性格」という文章で「それは改組というよりは従来の文部省を廃止して新しい文部省の建設である」と述べまして、特に大学につきましては「この法律によって文部大臣の大学行政権の大部分が各大学の管理機關に移譲せられることは明らかである。」として、小学校から大学までいろいろありますが、特に大学に關しては文部省はかわりを持たないというふうに決めたはずであったわけですね。

ところが、今度の放送大学は、かわらないどころか、理事長から始まりまして全面的なかわりを持つというところは、文部省設置法ができたときの文部省と大変大きな隔たりがあるかと思うのですが、文部大臣の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○田中・龍岡大臣 終戦の後の大変な変革に当たりましての當時のことでございますが、文部省といたしましての大学の關係並びに今回できます放送大学学園、いまの先生の御指摘のように基本的な考え方につきましては、私、つまびらかに御説明申し上げるだけのあれを持っておりませんので、担当の局長からお答えいたさせます。

○宮地政府委員 確かに文部省設置法の規定は、昭和二十四年に規定をされたわけでございまして、一番基本的な点は、戦後の行政全体がそうでございますが、法律に基づく行政ということ、法律の規定に基づきまして、その権限の行使が基本的に規制をされるという点が一番大きな変革であらうかと思ひます。

そこで、ただいま御指摘の点で、放送大学学園

の設置する放送大学の人事について文部大臣の権限が強過ぎるのではないかとこの点でございまして、私も放送大学学園の特殊法人の役員は、そのものにつきましては、他の特殊法人と同様の規定で任免をするという形を規定いたしておりますが、特に大学の部分にかかります学長以下の任免につきましては、大学ということに着目をしてしましても、それぞれ文部大臣が任命をするに際しまして、たとえば「評議会の議に基づき」ということで、先ほど来御説明もいたしておりましたが、大学がみずから人事を定めることの基本的なところを確保するための規定を設けているわけでございまして。

なお、たとえば国立大学の学長でございまして、これは国立大学につきましては、文部大臣が学長を任命するわけでございまして、これはもちろん、大学がそれぞれ大学内部の手続を経まして文部大臣に上申がなされて、その上申に基づいて任命をされるという仕組みになっております。文部大臣が学長を任命するという国立大学についてはそういう形でございしますが、もちろん、国立大学につきましても、長年の制度と慣行によりまして大学の自治というものも確立されている、私どもはかように考えております。

そして、この放送大学におきます大学としての自治の確保につきましては、先ほど来御説明を申し上げておりますようなそれぞれの条文の規定によりまして大学の自治が確保されておりますが、ただ、先ほど来言っておりますように、この放送大学は全く新しい形の大学として置かれていくわけでございまして、従来の慣行の上に立ちました適切な制度というものを組み立てたつもりでございまして、それは今後、この大学が大学の自治を確立するよき慣行をこの大学内部でも確立していくということも必要であらうかと思ひます。

○三浦(隆)委員 時間のようでございますけれども、戦前の旧憲法下であつていわゆる学校教育法のようなものも何もない時代であつても、教員の人事に關しては、不文法的な点というか、そうした

慣習的な大学の自治というものも確立してきたものであつたと思ひます。ところが、今度の放送大学は、文部省が直結的にかかわるという点で本當に戦前以上でありまして、きわめてその点が画期的だと思ひます。

いまお話がありましたように、人事に評議会がかかわる、何がかかわるとありましたが、これも、實際的には基本となる理事長から始まり学長から始まり評議会から始まり、それが文部省で大変強く規制されている以上は、人事の公平はなかなかいろいろとまだ質問したいのですが、時間のようでございます。

そこでただ一点、上から下に規制するのでは、戦後の民主主義になつた日本の意味がなかつたと思ひます。民主主義はむしろ下の力が上の人たちのを抑える機能を何らかで持たなければならぬのじゃないかというふうに思ひます。すなわち、支配する者と支配される者が同一性の原理というか、そうしたものが必要なんだと思ひます。これを単に文部大臣が任命したのだけでは済まないだらうというふうに思ひます。そういう意味では、この放送大学法の中に何らか民主的な手続の保障というものを含められるお氣持ちはないものでしょうか、これを最後にお尋ねいたします。

○宮地政府委員 先生御指摘の、この特殊法人の役員は人事と学長以下の大学の人事について、私どもとしては、その点、大学の自主性、大学の自治というようなことを念頭に置きました従来の国立大学において確立されております慣行に準じた手続規定というものを規定いたしておるつもりでございますが、もちろん、大学の自治というものは、基本的には大学自体がみずから確立をしていくという基本的な性格もあるわけでございまして、先ほど来申し上げておりますようなこの大学が新しい形の大学、たとえば学習センターを設置するものであるとか、あるいは客員教授という形で国公立の大学の多数の關係者の御協力を得な

ければならないとか、いろいろな面で従来の大学とも異なる形態というものは確かにあるわけでございまして、その中で大学としての自治をどう確立していただくか、大学自体に取り組んでいただく面もあるかと思ひますが、私どもとしては、そういう面で教學組織については、この法律の規定で十分配慮をいたしたつもりでございまして。

○谷川委員長代理 山原健二郎君。

○山原委員 いろいろ論議をいたしましたので、この段階では確認の意味で幾つか御質問申し上げますが、いわば定義的なお答えをいただきたいのです。

まず第一点は、この放送大学学園、これは第三の放送形態が新しく設立されるものと判断をしてよろしいかどうか、文部省はどう考えていますか。

○富田説明員 放送大学のための放送が行われて、それが民間放送とも違い、それからNHKの行います放送とも違うという点では第三の放送であるというふうに考えられます。

○山原委員 一応確認の意味でお答えをいただいております。

次に、法制上の問題としては疑義がたつきませんが、いまも御質問のあつたような問題ですが、この大学に対する国家による統制あるいは介入の余地を許さない保障はどこにありますか。

○宮地政府委員 従来御説明をしておりますが、この放送大学も、正規の大学としてほかの国公立大学と同様、大学の自治あるいは教育研究の自由が保障されるものでなければならぬことはもとよりでございます。このため、放送大学の教育研究に關する事項につきましては、評議会や教授会を設け、全学の教員の意向を反映して大学運営が行われますようにいたしておるところでございます。

特に学長、教授等教員の人事につきましては、国公立の大学の教員に係る教育公務員特例法の例に準じまして、評議会の議に基づいて任命を行うことを法律上明確にすることにいたしておるわけ

でございませう。

また、設置者であります特殊法人放送大学学園に對する国の関与につきましては、一般の特殊法人の例にならぬとして、法人役員等の任免等を文部大臣が行ふこととしておりますは、たとえ主務大臣の監督上の命令も財務、會計に係る事項に限定することとしてゐるなど、制度的にも大学の教育研究上の自主性を尊重するよう配慮してゐるところでございませう。

○山原委員 そのところについては、またいろいろ意見のそこもあります。その点は申し上げませんが、この際大臣に、問題はまだ私たちが持つていますけれども、この法律が仮にこの衆議院で採決されるに当たりまして、大臣の決意として、今後においても、国家統制あるいは国家がこの大学放送に關与するようなことは絶対にしない、いささかもそういうことは考えていないのだということをおきたいのです。

○田中（龍）國務大臣 先般來のいろいろな御質問の際に、文部大臣の権限が多過ぎやしないかというふうなことが聞かれました。私は、いやしくも文教をお預かりいたします文部大臣が、そういう偏向でありますとかあるいは狭い理念で文教行政をやるといふようなことは断じて考えられないこととでありまして、文教をお預かりいたします文部大臣は、りっぱな人材がその衝にお当たりになり、同時に、至公至平、本當に公平な姿において行政の運営をしていけるものだ、かようにかく信じて疑いません。

○山原委員 法案が成立する場合の大臣の発言というのは非常に大事ですから、その大臣の発言が守られるかどうかという法制上の問題あるいは学問の自由、大学の自治という問題については、これからも当然論議をしなければなりません。この法案を提出された文部大臣として、そういう大学の自治あるいは学問の自由を介入するがごときことは断じて許さないと明確に言えるかどうか、伺つておきたいのです。

○田中（龍）國務大臣 それは當然のことでございます。

○山原委員 次に、教授会の問題ですが、最初この法案がこの委員会に出された当時は、むしろ委員側の方から教授会という言葉が出てきたのですが、教授会という言葉がとくには出、多くは教員會議、教員會議という言葉が、多くは使われておりました。ここではつきりさせておきますが、この大学には教授会、これはあいまいな形でなくて明確に存在するわけですね。

○宮地政府委員 そのとおりでございませう。

（谷川委員長代理退席、委員長着席）

問題は私は、その教授会が存在するならば、たとえば便宜上、人事の問題の評議會を設置するとかいふこと自体も教授会が決定をしていいのではないかと、それは大学に任された権限ではないかというふうな思つておられます。ところが、ずっと説明を聞きますと、教授会が存在するということがいまおつちやつたわけですが、その教授会の、既存の大学におけるきわめて重要な仕事でありますところの人事の問題については、評議會が優先をするという形で御説明をされておられます。そのうしますと、従来の大学における学部の自治の問題を原則とする大学の教授会に比しますと、この教授会が形骸化され、あるいはむしろ無力化され、た教授会ではないかという疑問が出るわけでございますが、この点についてもう一度明快にお伺いをしておきたいのです。

○宮地政府委員 評議會の規定をこの法案におきまして起こしたわけでございますが、その起こした理由につきましては、從來御説明を申し上げておるとおりでございませう。

私どもとしては、この放送大学というものが全く新しい形の大学ということで、特殊法人が設置する大学という形であり、かつ全国を規模と

いたします学習センターも設置されているものであるというふうな問題、さらに国公立の大学の関係者から積極的に御協力をいただきながら運営をしていくことが必要である大学でございませう。もちろん、そういう意味で客員教授をお願いするということも多々あるわけでございます。いろいろそういう新しい大学としての形からいいますと、先ほど御説明を申し上げておりますような評議會の規定の設置根拠ということも申し上げておるわけでございませう。

したがいまして、この大学の教授会の運営につきましては、やはり教授会みずからこの大学におきまして、自主的な運用の仕方としてどうあるべきかということは大学自身が御判断をなさつてお決めになる事柄である、かように考えておるわけでございます。

○山原委員 その点については、もうずいぶん意見の食い違いが尽き出しているわけでございますが、私は、この大学における教授会がいれば形骸的な存在になることを心配しておるわけですが、複雑な全国的な状態、客員教授の問題などがあるという理由とするならば、それがそういう教授会であるならば、この基本計画に書かれております教授会の任務、あるいは授業内容、教育計画、すべてやらなければならぬ任務、それさえできないわけでは、複雑な形態だから人事の問題は扱えないというところになると、こんな大きな問題もできないはずですね。授業内容あるいは教科の編成その他については教授会に任されている、複雑な形態の教授会にこれは任している、でも人事は任してはいないわけですね。その点はどうしても残る問題ですが、それは指摘にとどめておきます。

もう一つは、この学園には理事会は存在しますか。

○宮地政府委員 從來御説明を申し上げておるとおりでございまして、理事会という合議制の機関をこの法律には規定をいたしております。運用をいたしましたは、もちろん、そういう役員が一

室に會して具体的に合議をするということとは考えられる点でございませう。

○山原委員 これを幾ら読んでも理事会というのはないわけですね、理事は存在するのですけれども。だから私は、この間、理事会の独任制の問題、それを合議制にしたかどうかということをお伺いしたことが、理事会そのものは存在しないので理事が存在するということになりました、大変おかしい質問をしたかつこうになつてゐるわけですが、けれども、その点は理事会を存在させて、しかも、それは合議制にしていく、それはいかに特殊法人であっても、より民主的な運営をするためには、その方が法律上もっとも適切なものではないかという法制上の回答も得ておるわけでございますが、この点もひとつ指摘をしておきたいと思ひます。

もう一つの問題は、先日取り上げました期日の問題でございませうが、一昨日の局長の答弁によりまして、早く行つても五十七年七月、再来年の七月に大学設置審議會を通る、そして五十八年の八月、十月と言われたけれども八月だと思ひます。八月には開学をする、こういうふうになつてきますと、これは私、本當に心配して言つてゐるわけですが、開講時の四学期、十六カ月前から授業科目の編成作業が開始されなければならぬ、こういうふうな基本計画は出ておられますし、それから、さらに基本計画の中では「授業科目の編成作業は、大学の開講二年前から開始されなければならない。そのためには、その時までに、教育課程編成の中核となるこの大学の教授陣は整備され、少なくとも第一期の科目開設計画の全体構想が決定されている必要がある。同時に、大学本部における印刷教材・放送教材の制作に關与する専門職員も充實され、本部から放送を送出する体制も整つて、放送業務を行う無線局の免許もすでに受けていなければならぬ。このように、通常の大学が年次進行によつてその体制を整えるのとは異なり、放送大学は、開講の二年前において、大学本部の機能を十分に果たしたる状況になければ

○山原委員　そうです。
 ような趣旨での反論権という御質問でございませうか。

○宮地政府委員 その点につきましては、前にも御説明をいたした点でもございますが、この放送は放送大学の授業として行うものでございまして、通例、大学の授業につきましては、その大学のカリキュラムに従った構成が行われて授業というものが行われるわけでございます。したがいまして、学外者に対して、それに討論といえますか反論をする場を与えるというような形を、この放送大学の放送で考えるということは考えておりません。

○山原委員 反論権という言葉はちょっと問題があると思いますが、たとえば一つの講座、講義がテレビでなされまして、この前取り上げましたように、それが場合によっては四年間で改定をされるという回りになってくるわけですね、三年間の場合もあります、でも、かなり長期に一つの講座、講義が使われることは事実でして、その

際にいろいろな情勢が起こるでしょう、政治情勢が急変する場合もあってしょうし、あるいは学説の新しい誕生というものもあるでしょうし、そういうものに対して、この開かれた大学が機敏にこたえるような体制になっているのかどうかということをお尋ねしますと、この答弁は佐野大学局長の当時からもどうもあいまいなんです。それからまた、講義をしておる先生が亡くなっ

た場合、これをどうするのかということですね。これはあり得ることで、この間も小円遊がいきなり亡くなって、その翌々日小円遊がやっているわけですね。小円遊の場合は短期間ですから説明はつきますけれども、長い期間にわたってそういう

ことが起こった場合にどうするかということを通して上げますと、テレビの下に白幕で臨時ニュースみたいな形のが出てくるというようなことでございしますが、そういうことしかできないのか、あるいは学問上の新説が生まれた場合に、あるいは非常に大きな異論が生じた場合に、それを一定

○田中(眞)政府委員 郵政大臣はやむを得ず御出

席になっておりませんので、私、電波監理局長の田中でございますが、どうか御勘弁をお願いいたします。

○木島委員 この法律の規定による主務大臣は、文部大臣と郵政大臣であります。本来ならば常時この法案の審議には郵政大臣が出ておるべきであります。それは郵政大臣、お忙しいでしょう、来れないならば少なくとも理事會にそういう申し出

をして、きょうは出れない、それを理事会が了承するということではなかったならば主務大臣としての任務を完全に誤つておる、こういう不熱心なところから問題が起こつておると思うのですが、これはだれに聞いてみようありませんから言いっ放しにしておきます。

ただし、これは委員会の権威の上においては委員長が十分に配慮すべきことであるということをも委員長に申し上げておきます。

○三ツ林委員長　わかりました。

○木島委員　郵政省に聞きますが、国が電波を放送してはいけないという思想は何ですか。

○田中(眞)政府委員　なぜ国が放送事業者となることは適当でないのかという御質問かと思えますけれども、現在の放送法は、二十五年に制定いたしましたわけですけれども、その当時の趣旨から見まして、現行の放送法というものは、国が放送

事業者となるということは予定しておりません。郵政省といたしましても、この放送法の精神から見まして、国が放送事業者となることは望ましくないとふうに考えているわけでございます。したがって、国立大学であっても国の機関

であることには変わりはないという理由から、特殊法人形式というものにいたしたわけでござい
す。

○木島委員　時間がないのでなるべく早くやりま
しょう。

いまおっしゃるように放送法の精神から、国が

放送を持つことが望ましくないということは、郵政省の一貫している方針であるが私も考えるのでありますが、昭和五十三年に文部省が国立大学として要求をいたしました。幸か不幸か、これがだめになったからよかつたけれども、その国立大学でもって要求をしたときに、郵政省がそれに同意をしないで文部省は要求したのですか。

○宮地政府委員 五十三年の予算要求に当たりましては、文部省といたしましては、国立大学ということで確かに要求をさせていたいただきました。

○木島委員 国立大学ではいけないと言っているのだらう、だのに国立大学として五十三年に要求したんだよ。そのときにもし認められているならば、さっきのこと等は一体どうなるのですかとお聞きしているわけですか。

○富田説明員 それは予算要求の段階におきましては、郵政省としては、国立大学構想で最終的にいくかどうかについては、文部省との打ち合わせはなかったものと承知をしております。

○木島委員 電波がなければ、放送がなければ放送大学はあり得ない、それを郵政省と相談もなしに国立大学として要求をする、そこからまず第一にもめたのでしょう、一番問題になるでしよう。こういう不見識がまず一番先にただされねばならないと私は思うのです。文部大臣、どうお考えになりますか。

○田中(龍)國務大臣 その当時の詳細な経過をつまびらかに私、承知いたしませんので、担当の方からお答えをさせます。

○宮地政府委員 当時、五十三年度、国立大学で要求させていただきましては、放送の問題については民族の時間帯を買うというような形でたしか要求をいたしましたことであつたかと記憶しております。

○木島委員 まあいいでしょう。だから、こういうように十年もかかったと言いがら、出発時点から不統一なところに、この法案が一番最初の入り口で詰まったところの問題があると私はこの審議を通して感ずるのです。もう時間がありません

から、これは言い放しにしておきます。

そこで、さっきの話で部長さんは第三の電波であるとも解釈される、ちよつとそれは弾力があり過ぎますな。第三の電波と解釈されない部分もあるのですか。

○富田説明員 日本の放送体制としては、受信料に基礎を置きますNHK、それでNHKについては、テレビジョンの二系統、さらにはFMあるいは中波のラジオ等膨大な放送網を駆使して、公共的などいいますかそういう番組をやつておる、それから、広告放送収入をもととします民放という大きな二つの流れがあります。それが一つの日本の放送体制というものを形づくつておるのだ、これが大きいのである、それと全然異質の、教育を専門とする放送大学というものができるといふ点で、果たして三本立てとか何とかといふふうになつていいものかどうかということについて若干のニュアンスを留保しておるという状況でございます。

○木島委員 いまあなたのおっしゃつた、NHKの聴視料を取るのとコマースでやるところの民放、ともにそれは自分で自分の経営の金を見つけてということですね。それには権力の支配、介入を排除するという思想があるわけでしょう。それが先ほど監理局長のおっしゃつた、放送法の精神だということですね。ところが、これは法人であれ何であれ、国が出すんですよ。その限りでは明らかに第三の電波であり、明らかに放送法の変革じゃないですか。

○富田説明員 放送体制に影響を与える改正であるということは言えると思ひます。

○木島委員 そのようなことが変革を与える波である、そのことについて先ほど国が持つちやいけなというものはなぜか聞いたら、それは放送法の精神に反するからだと言ふ。だから、全額国庫支出だから準国営放送だという議論がずっと続いてきたわけですか。

そこで、そのような変革であるならば、われわれは電波のことはトーシローなんです、通信委

員会の中でもつてこのことがどういう結論になれ審議がされなければ、放送の根幹にかかわる問題でありますから、この点は怠慢と言ふのでありましようか、ちよつと先ほど申しましたように、大臣がここに出てこないがこつこついかげんだつたのか。しかし、このことは後にまたお聞きいたしたいけれども、基本的な問題でありますから、この辺をどう考へておつたのかを、一言だけお答え願ひます。

○富田説明員 郵政省といたしましては、四十一年以来、放送大学構想が世の中にあつたわけであつて、それが放送というメディアを通じて行われるものである以上、重大な関心を有しておりました。そして通信委員会では、一般質疑を通じていろいろな角度から御質疑がございまして、それに答え、なおかつ四十九年以來、調査会議等を通じて文部省とも十分打ち合わせを進めながら、あるべき放送大学の理想像を求めて研究もした、また、それに協調体制をとつてきたところでもあります。

○木島委員 質問があつたのはいいでしょう、それは勝手でしょう。四十四年からこれを出すまでの間に、質問はあつたかもしれない、しかしあなたの方は、いまでも主務大臣で、積極的に提案をするのですから、そしてそれが電波の変革なんだから、どうして通信委員会に諮るということをしなないのですか。

○富田説明員 これは文部省と緊密な連携のもとに法案を作成し、政府として閣議決定をし、国会に御提案申し上げたところであります。

○木島委員 もう言うだけにしておきます、どうせまともな答えが出てくるわけないですから。

次に大臣、この法案の提案者としたしませんでしたとあなたもお聞きになつていらつしやいましたけれども、この大学においてあるいはこの審議において一番大事な、一番配慮せねばならない問題は一体何だとお感じになりましたか。

○田中(龍)國務大臣 これは実施に当たりまして、あくまでも大学の自治を守り、同時に、また

公平を期した運営がなされ、放送法上の問題も文教上の問題も双方が円満にまいりますように全力を挙げて今後とも努力をしなければならぬ、こういうふうな感じでございます。

○木島委員 それでは、いまあなたがおっしゃつた放送法と学校教育法体系との間において、その中で物の考え方として特にどういう点に留意なさうとおっしゃつたのですか。(むずかしいことは局長答へろ)と呼ぶ者あり)これは基本の問題でございます。

○田中(龍)國務大臣 四十一年の三項の放送コードと申しますか、その問題であらうと思ひます。

○木島委員 先ほどのお話の国が放送を持つてはいけないということも、国の権力の国民への思想統制を排するという憲法二十一条の思想に発すると思ひます。そして、いまあなたのおっしゃるやうに、大学の自治というのも大学の自治があるから政府の権力支配がそこに入らない。放送の場合には不特定多数であり、学校の場合には特定少数であるにしても、ともにあるものは、国の思想統制というものを排除するという憲法二十一条と二十三条の理念は、使う場所は別だけれども同じ思想から出ておると考えますが、そう御確認いただけますか。

○田中(龍)國務大臣 御質問のとおりでございます。

○木島委員 そこで、さっきあなたがおっしゃつた四十四条三項のお話でございますが、先ほど湯山さんからお話ございましたけれども、これは大学の根本にかかわる問題でございます。皆さんの御答弁も食い違つた部分がある、食い違つたのなら両方の法体系の違いがあるとするれば、放送法の精神あるいは学校教育法の精神かどつちかが損なわれる。もし学校教育法の方が譲歩するとするならば、それは大学足り得るのか否か、これをどのやうにお考えになりますか。

○宮地政府委員 放送に際しまして、放送の中立、公平の趣旨に十分留意をして、大学みずから適正な自制を行つという形でその間の調整、調和

を図るというのが従来御答弁申し上げている点でございませう。

○木島委員 自制し、調整をするのですか。この前、調整については郵政大臣がお取り消しになりましたね。

○宮地政府委員 ただいま調整という言葉を使つたとすれば不適切であつたかと思ひますが、従来御答弁申し上げておりますように、大学みずからが自制を行うということでその点は両者の調和ができるというぐあいに理解をいたしております。

○木島委員 大学の自治、学問の自由——自制とは自由の制限であります。これが大学足り得るか否か、大臣いかがですか。

○田中（憲）國務大臣 自由の制限が自制と仰せられますけれども、それはやはり十二分に配慮をしていきたい、こういうことでございませう。

○木島委員 結構でございませう。納得したという意味ではございませう、大臣が何かおっしゃりになったことは私の耳にも入りましたという意味だけにしておきます。

その次、いまおっしゃつた放送法と学校教育法の中で、私は強い言つとすれば、国が電波を持つことがいけないのではなくて、国が電波を持つことによって放送をする、声を出す、それを権力がやることによって国民の思想統制になるのではありますから、電波を持つことが否定されるのではなしに、その電波によって権力が放送をして、不特定多数の国民に影響を与えることが否定される原理である、私は、あえて考えてみようと思つておるのです。それはちょうど国立大学というものが、国が大学を持つ、電波を持つと同じことになるでございませう。けれども、国が大学を持つても、大学の自治があつて権力の支配が及ばないから、だから、国立大学でいいごとく、私がさっき言ったことを仮にそう考えるならば、まさに国が電波を持つということは、国が大学のキャンパスを持つということであつて、何を言ふかということとは無関係であるならば、思想的には認められるところだと思ふのです。そうすると、この大学

の場合においても、大学の自治というものが完全か否かということが一つの勝負になつてくると思ひますが、大臣いかがでございませうか。

○田中（憲）國務大臣 ただいまおっしゃいましたごとくに、大学の自治というものをあくまでもたつといたものとしてわれわれはこれを貫いてまいりたい、かように存じております。

○木島委員 そこで大臣、大学の自治の場合に、国立大学と特殊法人のこの法案に出てくるものと、どちらがより大学の自治が保障されるとお考えになりますか。

○田中（憲）國務大臣 大学の自治につきまして、詳細な点につきましては担当官をしてお答えさせていただきます。

○宮地政府委員 答弁を補足させていただきます。

国立大学におきます大学の自治の確保の方式は、従来御説明も申し上げておりますとおり、教育公務員特例法に、基本的には人事に関する部分についてはそういう規定がございませう。（木島委員「国立とこれとどちがいいかと言つておるのだよ」と呼ぶ）私も、大学の自治の確保という点では同様であるかと考えております。

○木島委員 もうこうなると個々に入らなければならぬけれども、それはさっきから同僚議員が何回もやつておるから繰り返しません。こういう答弁でもつてわれわれは責任ある審議ができるかと、さう思つてしまひます。

それでは今度は、これは局長にお聞きします。特殊法人という場合の管理運営というのは一定の方式はないんですね。特殊法人の管理運営の方式はこうしなければならぬということはありません。

○宮地政府委員 一般論として特殊法人の管理運営について何らかの規制があるということはございませう。

○木島委員 全額国が出すという特殊法人というのはあります。

○宮地政府委員 全額という趣旨が必ずしも私、とりがたいのでございませうが、特殊法人のそれぞれの態様によるかと思ひます。

○木島委員 そういう意味では、まさに特殊な特殊法人ということになりませうかね。

そこで、先ほどからあなたもおっしゃるやうに、たとえば理事長を中心とするところの管理部門と教学とは別であると一応なるでございませう。しかし、この場合の管理運営というのは、教学の目的のための管理運営は手段である、そこがきちつと整理されておらないと、そのことが整理されて制度上の保障がなされなければ、国が電波を持つということ、そのことを大学自治によって遮断するのだというその思想が欠けてくる。そのことは先ほどからいふと議論されておるが、ちつと法的な保障がない。先ほど中西さんが筑波学園の例をとられました、あのときにも同じような趣旨の答弁であつたけれども、現実にはさうな法的な保障がなければ学問の自由、自治が守れないとわれわれは考えておるのですが、いかがでございませう。

○宮地政府委員 特殊法人が大学を持つためのものであるということとはもとよりでございませう、教学が一番基本に置かれるべきということは先生御指摘のとおりでございませう。そのためにまた放送局も持たれるわけでございませう。

○木島委員 そこで、先般来から議論になつております評議会と教授会、ともに条文では重要な事項を決めるということになつてしまひます。

そこで、評議会と教授会が別の結論を出したときにはどうなるのかという質問がかつてありましたが、そのとき佐野大学局長は、それは学長が判断をするのだとお答えになりましたが、どちらかをとればどちらかが排除されるのです。相異なる二つの法文では同じ内容の条文である、その教授会と評議会が異なった結論を出したときには、学長がどちらかというものを判断すると佐野さんはおつちやつたが、どちらかをとるといふことはどつ

ちかを排除することです。これはどう考えたらよろしいのでございませうか。法的な問題でございませう。

○宮地政府委員 教学側の最高責任者は学長であるわけでございませうから、学長の判断に従うということであらうかと思ひます。

○木島委員 学長の判断は法的な基礎を持つて判断するわけじゃない。しかし、重要な事項は教授会あるいは評議会が法律に基づいて決定をする。重要な事項は教授会の議によるというのですから、それは学長に一任されるという法的根拠はないと思ふのです。ここに矛盾がないかと言つておるのです。

○宮地政府委員 先ほどの際も御答弁を申し上げたわけでございませうが、この法律によりまして、評議会の権限に属せられた事項につきましては、評議会の判断が優先する、かように考えております。

○木島委員 それは特別法優先の原則から言へば、評議会の方が優先してしまふのです。さうでございませう。とすれば、教授会というものは優先されないのです、特別法なんですから。そこで、大学の自治が守れるのかということをお聞きしておるのです。

○宮地政府委員 具体的には、教授会と評議会の関係につきまして御議論が重ねられてきたわけでございまして、私も、この大学の人事に関しまして大学がみずから決めるという仕組みを確保するという点につきましては、大学の自治が確保されているもの、かように考えております。

○木島委員 私はさっきから、法的な制度的な保障があるかということを中心に聞いておるのです。やり方で何とかします、こうしますという問題ではありません。それは大学の根幹にかかわるからです。大学の自治は、明治時代の大学は人事によって自治を守つてきました。それが日本の大学の歴史です。その人事が特別法が優先するので、人事が守られるか、教授会の自治によつて人事が守られるか、評議会が優先し

それで、電波ということでは私はさつきからずっと一貫してしゃべっているのですが、電波というものを使つてはいけぬ、原則的には国は持つていけないと監理局長おっしゃった、それは思想統制になるからと。しかし、それを仮に大学のキャンパスを考えたところ、大学の自治は完備させなければいけぬのじゃないか。その大学の自治は歴史的に人事によって守つてきた。その人事が教授会によって保障されなければ、これはいままでの大学と大變に異なってくるという結論になるのではないのか、そのことを聞いています。

○宮地政府委員 国立大学の場合におきましても、人事に関する権限につきまして、教育公務員特例法によりまして、その権限に属せられた事項を評議会が処理するという仕組みになっておるわけでございます。ただ、国立大学に規定しております評議会と、特殊法人のこの放送大学の評議会との差という点は、構成の面については差があるということはあるかと思ひますけれども、評議会自体が定めました教授を構成メンバーとして考へていられるという形で言へば、教員みずからが、人事について大学が自主的に決めることの基礎というものは確保されている、かように考へております。

○木島委員 いまこちらでもって私語していますが、たとえば大学の教員がいるときに、だれがその業績を知っておるか、評議会ではありません。それで大学の自治が守れるか。もういいです。勝負はついたみだりから。

そこで、果たして教員が一体集まるかどうかどうか、私は大変心配しているのです。たとえば国立の先生を入れようとしたら、今度は五年の任期制がありますね、五年たつてもとの大学に帰れるという保障は全然ない。どこの大学も、何々学部長がこつちへ来て、五年たつたから帰ると言つたつて学部長につけない。国立大学にとられるという保障もない。そして、この大学に行つたとき、研究者としての教授は研究が一体どれだけや

れるのだろうか。そしてたとえば、コースチームへ入つていろいろと放送の原稿をつくる、しかし、きつと放送する人は有名な教授か何かじゃないか。そうすると、それはまさに黒子の仕事だ。テレビ番組に出る先生の役者の背後にある黒子に等しい。そんなところに先生が集まるのだろうか。仮に放送をするとして、それは自分の研究が十分に言へない、自制しなければならぬのでありますから。そうすればしよせんは、自分も入りますけれども、人と一緒につづいたその原稿を読むところのアナウンサーに近いのじゃないのか。そういうところにどうして大学の先生が魅力を持つて、身分も保障されないのに来るのだろうか。

細かく聞きたいのですが、もう聞きませんが、ましてやたとえば学生にしても、学生の研究というものがほとんどできないでしょう。四十五万人の卒論を審査できますか。レポートを審査できますか。しよせんはコンピューターでやるしかないでしょう。教育というのは対人的なね返り、これが大事だからこそスクーリングを大事にしようというのでしよう。教えたことのその反応がわかつてこない、直接響いてこない、そんなことで教師としての楽しみがあるのだろうか。しかも果たして、これは大学のレベルたり得るのだろうか。無試験で、後で申しますけれども、スクーリングも大変困難である。したがつて、皆さんが最初からねらつていらつしやる大学にふさわしい大学にならないとすれば、そこに教育研究をしようとする教員が魅力を持つたのだろうか。

そういうことをあれやこれや考へますと、この大学に果たして皆さんが期待されるような優秀な教員が集まるのだろうか。その点は大変、どうお考へになりますか。

○宮地政府委員 従来御指摘のように、この大学にりつぱな教員が集まるということが、放送大学そのものが成功するための一つの大事なポイントであるということは、全く御指摘のとおりでございます。

任期制の問題、その他いろいろ御指摘の点がございましたが、私も、任期制についてもメリツトを生かすという意味で考へておるわけでございす。また、この放送大学自体、全国の国公私立の大学に御協力を得なければならぬ成功に導いていくこともできないわけでございす。それらの点について、御指摘のような点を十分克服できるように形でも私どもは努力をいたしたい、かように考へております。

○木島委員 克服したいと言っても、先ほど言つたところの例から見れば、それは願望であつて、実現する可能性はきわめて低いと考へねばならぬではありませんか。

次に、それでは技術職について聞きます。たとえば、放送に関するところのことは、これは相当NHKからでも御協力いただくのですか。

○宮地政府委員 郵政省御当局とも十分協議いたしまして、放送に關して従来経験豊富な方々の御協力を得なければならぬのはもとよりでございます。

○木島委員 そこで、協力をいただき、仮に協定をしたところで、たとえば、その労働組合が反対をして出さなかつたらこの大学は技術的に成立するのですか。

○宮地政府委員 そういうことのないように努力をしたいと思つております。

○木島委員 願望はわかる、願望はわかるけれども、そうなるという保証は少しもない。だからこれで、この新しい大学の発足をわれわれが責任を持つてやれるという断定ができるかどうかと思うのです。

○田中(眞)政府委員 この放送大学をどういう形で形成するかに当たりましていろいろ審議が行われたわけでございまして、従来、非常に経験を保持しておりますNHKのノウハウというふうなものにつぎまして当然論議が出たわけでございすけれども、いろいろな審議のつくり方とか教育放送をいろいろやつてまいりましたので、その辺の経験、実力などについては、形態は相談しながら

ですけれども、十分御協力いただけるものというふうに考へておるわけでございす。

○木島委員 しよせん願望だと言つたのです。そうなるという保証はちつともないでしょう。いいです、そういう断定だけにしておきます。

その次、私も繰り返し繰り返し言つておるのですが、卒業証書をもらう、学士号を付与される、そこに希望を持ちながら、それは四十五万人全部じゃありませんけれども来る。だれもが向上心を持ちますし、だれもが学習の意思をそれぞれに持つておるが、この場合にその意思が、希望がかなえられない最大の障害となるものは一体何だとお考へになりますか。

○宮地政府委員 従来御説明をしておりますように、この放送大学についてはもちろんスクーリングということも考へるわけでございす、具体的には、このスクーリングのための確保というふうなことも考へなければならぬ一つの問題点だらうかと思ひます。

○木島委員 そうですね、スクーリングにみんな通えるかどうかということも一つですね。たとえば、前に言ひましたけれども、広島大学の実験放送の中では、三回だけのスクーリングで三回ともスクーリングに通つた人が一五%でしょう。あとの八五%は三回だけのスクーリングにも行けなかつたのです。もし、先ほどからお話ございすように、生涯教育的、成人教育的な大学であるならば、それはそれで結構、しかし、これは学校教育法の上におけるところの大学で、そして卒業証書を出し学士号を与える大学であるとするならば、実験放送で三回しかないスクーリングに三回行けた人というの一五%、この障害は何かと言へば、もう結論を言ひますが、有給教育休暇がないからでしょう。あつたならばいぶん行けるでしょう。すべてとは言ひませんが、だから逆に言うならば、この制度がなかつたら、この大学は大学として所期の目的を貫いて完成していくということにならないと思ひます。大臣、どうお考へになりますか。

○宮地政府委員 スクーリングにつきまして、私も、学習センターの配置でございまして、あるいは学習センターにおけるスクーリングの開設と申しますか、日曜日を含めまして受講者の便宜を図るといような努力を十分いたすつもりでございまして。

なお、ただいま御指摘の実験番組におきましては、どうしてもスクーリングの開設時間等に相当制約もあるということも、また、そのスクーリングを受けがたくしている原因の一つであろうかと考えております。

○木島委員 だから、やってみなければわからないが、学習センターをどのくらいつくるかなんというところもありまして、大変金がかかることだけれども、しかし、この間栗田さんが御質問になつたが、たとえば時間帯と言つたて、遠隔地からいけば、一コマ、二コマのスクーリングに出たつて前日から出てこなければならぬかもしれせんよ。実はそういう地理的に経済的に恵まれない人たちのための大学というのが一つのこの大学の目的でしよう。その地理的に恵まれない人たちが、いまそういう休暇というものの保障がなくてどうしてスクーリングに通えるのですか。それでは、この大学というものの意味がないじゃありませんか。この大学の生命が死ぬじゃありませんか。絶対の条件じゃないですか。

○宮地政府委員 御指摘のような制度が、この大学を成功させるための一つの大事な要因であるということとは御指摘のとおりでございまして。

○木島委員 成功させる大事な要因である、それが現在ない。これで成功しますか、大臣。

○田中(龍)國務大臣 なかなかむずかしい問題でございまして、やはりこれはやってみませんとわからないのじゃないかと思ひますが……。

○木島委員 やつてみなければじゃありませんですよ。初めから予想されて、そのために実験放送をやっているんだから。何で実験放送をやったのですか。そこで明らかじゃないかと言っているんですよ。いま局長が言っており、成功の要因であ

る、その要因が確実でなかったら成功しないというところでしよう、論理的に。だから、それを大臣、どう考えますか。これはもう政治的な問題ですから……。

○田中(龍)國務大臣 実験をやつておる中に、ただいまお話しのような、統計をとつてみたら一五%だったというような問題もこれありで、そのやり方についてはさらに改良を加へ、実験もさらにもつとよくなるように努力をしていこう、そのスクーリングの問題について、特に改良の余地がないのじゃないとも考えております。

○木島委員 私が言つてゐるのは、だからさつきも言つたように、スクーリングの場所の学習センターをたくさんつくるというのは今後の問題になつてゐます、そう言つたところで、各市町村全部つくるわけにいかないんですよ、大学の先生が要るんですよ。(大臣は検討いたしますと言つてゐる。)と呼ぶ者あり)ところが検討じやだめなから、それではだめじゃないですか。

○田中(龍)國務大臣 そういうふうな実際の実績というものを踏まえまして、文部省といつたしましても、積極的な対応が望ましいと考へております。しかし、この問題は文部省限りで対応できることではなく、やはり他の省庁にもかかわる大きな問題でございまして、今後、関係省庁におきまして相談をしながら、文部省としても前向きに検討させていただきます。

○木島委員 三年前、あなたの前の前の文部大臣内藤三郎さんも同じことを言ひました。そうしたら、この間労働省が、この問題についてはまだ協議していません、その次にこの国会で、今度始めました、こう言つた。この大学が成功するかしないかの決定的な条件ですよ、三年前にそれを指摘した。いまあなたがおっしゃるのと同じような御答弁をあなたの前の前の内藤文部大臣がおっしゃつて、何にもなさつていらつしやらないのです。これでやろうというのですか。こんな状態でやろうというのですか。これでできるのですか。

○田中(龍)國務大臣 内藤さんは内藤さんで、私は私といつたしまして、今後の他省との関係、特に、おっしゃるのは労働省等との問題であると存じますが、さらに連絡を密にいたしまして、改めるべきところは改めていかなければならない、かように考えます。

○木島委員 内藤さんは内藤さん、あなたはあなた、さうですよ。しかし、同じ答弁なんです。これは今回初めて提案したのじゃない。だから、あなたを責めてゐるのじゃないんですよ。だけれども、そういう状態の三年間、三回の国会がある、廃案になつていま四回出されてゐる、その間にそういうことをされながら、いまそれを継続して提案されてゐるんですよ。そういうことでどうしてこの大学が成功するのですか。

そこで、労働省は来ていますか。——もう余り聞きませんが、ILO百四十号条約、それはなぜ批准しないか。先進国は批准してゐますよ。

ことしの予算委員会藤波労働大臣から、労働組合の労働者教育という一項があるから、これは不当労働行為になる可能性があるというお話がございまして。その他は理由がございまして。た。よつて、条約の批准は一部留保がある。

この問題には私も議論がありますが、いま仮に藤波さんのお話を前提にするならば、この大学の場合には、絶対に早くやらなきゃ、あるいはそれをやらなきゃ成功しないのだから、一部留保してもそれを批准する、こういう予定はありませんか。

○平賀説明員 国際条約の中では、国内法等との関係で留保が許される条約というのがございまして、ILO条約については、その対象の条約にはなつておりませんが、留保つきでその批准をするということはできないものでございまして。

○木島委員 それでは、留保するかしないかの問題は、私には議論があるんだが、これはここで言つたのではいけませんから、別のときにします。ただ、労働省がいままでこの問題については、職業訓練を中心に考へると言つた。三年前から指

摘しておるにかかわらず、この大学なら大学——単に大学だけではないのでありますが、生涯学習全体に影響するのでありますけれども、いまはこれに限定しましょう。これがなかったら成功しない。ILOの批准をするかしないかは別個にして、批准すると言つたところで国内法を整備しなきゃならぬのですから、批准とは無関係につくるということが前提ではないのか。大臣、どうお考えになりますか。

○田中(龍)國務大臣 担当官に答えさせます。

○木島委員 これは基本的な問題でしよう、あなた。

○宮地政府委員 先ほど大臣が有給休暇制度について御答弁を申し上げたとおりでございまして、私も同じ見解では、もちろん、この放送大学のためには有給休暇制度が積極的に活用されるということも望ましいわけでございまして。もちろん、学習センターの学習状況につきましても、学習しやすい状況をつくり出していくというような点も必要でございまして、そういう配慮も私もいたしておるわけでございまして。

○木島委員 とうとうたつてとれないのだから、その制度がないのだから。しよせんそれも願望ではない。

もう終わります。委員長から、なるだけ時間を早くやめてくれとおっしゃつたさうですから……。

ずっといま私は幾つかのことだけばんとやつてきたのですが、どう見てもこの大学というのは成功しやうがない。そういう感じなんです。これでもって採決をせよ、賛成をせよと言つたつて、これほど大きな基本的な問題が説明されないままに、無責任にこれを通すということに、私は、いまだ大變悩みを持っておることを申し上げまして、終わります。

この際、暫時休憩いたします。
午後一時三十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和五十五年十一月十五日印刷

昭和五十五年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇